

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

決算特別委員会会議録（ 2 ）（ 17. 3 定 ）			
日 時	平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日（火）	開 議	午前 1 0 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	大竹委員長、武井副委員長、森井・山田・吹田・菊地・大畠・ 佐々木（茂）・古沢・見楚谷・高橋・秋山 各委員		
説明員	市長、助役、収入役、木野下・久末両監査委員、教育長、 水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・ 教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、決算特別委員長に選任されました大竹でございます。大事な審議が、スムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに理事者の皆さんの御協力をお願いいたしたいと思います。なお、副委員長には武井委員が選任されておりますので、御紹介いたします。

（副委員長あいさつ）

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に森井委員、菊地委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を、秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

（秘密会）

休憩 午後 0 時 2 3 分

再開 午後 1 時 3 0 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

古沢委員

市税の収納率について

市税の問題について伺います。

昨年の決算特別委員会で、私は市税の収納率の問題を取り上げました。収納率を概括してみた場合に、特殊な要因を補正した場合には、収納率は決して下がっていないという内容のことで、私はお尋ねをしたつもりです。第 3 回定例会においても示されておりました決算関係資料等で、収納率の低下の問題が他の会派の皆さんからも取り上げられておりましたけれども、私は同様に今年度も 16 年度決算における市税の収納率の問題については、見方を異にします。

そこでお伺いしたいのですが、やはり今年の場合も、後ほど具体的な数値に関してお尋ねしながら触れますが、最初にいわば現場における納税対策、収納対策として、特殊要素といいますが、現場責任を超えているような特殊な要因を除いた場合に、同じく今年も収納率は向上している。現場としては大いに頑張っておられるというふうには私は評価するのですが、この見方についてはどうですか。

（財政）税務長

今、特殊要因というお話でございましたけれども、私ども平成 14 年度から組織を変えていくということで、滞納に取り組んできたわけでございますけれども、そのことにつきましては、特殊要因かどうかは別にしましても、現年度で見えていく中では、この不況の中でも平成 14 年度からはほぼ横ばい、科目によっては若干の増減がございます

けれども、それなりの成果は上がっていると、このように考えております。

古沢委員

現年度調定分にかかわっては、基本的な見方としては、およそ一致するのだと思うのですが、そこで具体的な数値でちょっと見てみたいと思います。

16年度の現年度調定分にかかわって、目的税、つまり都市計画税、入湯税ですが、それと国からの交付金、国有財産に関する交付金、これを除いた普通税に関してちょっと見てみたいと思います。

まずは、この普通税のうち固定資産税を除いた収納率、過去3年、どういうふうに推移していますか。

（財政）納税課長

16年度決算の中から目的税を除くということで、固定資産の方は純固定資産ということで、普通税の収入率の推移ですが、固定資産税を除いた現年課税分に対する収納率については、平成14年度97.7、15年度97.7、16年度97.8パーセントとなっております。

古沢委員

あえて固定資産税を除いてみた場合ですが、私はこの除いたことを分析する場合の見方があるのですが、固定資産税を加えた場合ではどうなりますか。

（財政）納税課長

今に固定資産税を加えた合計ということで申しますと、平成14年度現年課税分として93.9パーセント、平成15年度同じく93.9パーセント、平成16年度94.2パーセントとなっております。

古沢委員

つまり今の答弁から見えてくるのは、固定資産税を除いた普通税の場合、現年度調定で言えば、おおよそ98パーセント弱。しかも、正確に言うと97.8ですが、これは14年度比、15年度比においても収納率が向上していること、これが一つですね。二つ目は、固定資産税を合算した場合で見ても、実はこの固定資産税が現年度調定における収納率を大幅に下げると。過去3年で見ても、平均で3.5ポイント下げる要因になっていますけれども、この固定資産税を合算した場合においても、やはり16年度決算、94.2パーセントは14年度比、15年度比と見ても向上していると、こういうふうに言えると思いますが、そのとおりですね。

（財政）納税課長

委員の御指摘のとおりです。

古沢委員

これが収納率をどう見るかという場合に、具体的な数値から見た第1の理由です。頑張っておられるなというふうにやはり思うわけです。

第2の理由ですが、不納欠損の問題です。去年、やはりこの問題を取り上げて、実は不納欠損のうち、いわゆる漫然時効、皆さん方は消滅時効とおっしゃるのでしょうかけれども、この割合が高いではないかということ指摘しておきました。今年の不納欠損中、この消滅時効というのを義務者数で去年と比べてみてください。どういう数値になっていますか。

（財政）納税課長

不納欠損処分について消滅時効の割合が、平成15年度、16年度の義務者数の比較ということで、平成15年度は義務者数として1,119名、平成16年度は1,307名となっております。

古沢委員

全体の不納欠損処分の義務者数の件数が、15年度から比べれば大きく伸びています。上回っている。割合で言ってください。いわゆる処分停止扱いの分、それから消滅時効扱いの分、去年から見るとどうなのでしょう。消滅時効分というのが減少しているのではないのでしょうか。

過去 5 年の平均数値を持っているか。

（ 財政 ） 納税課長

割合ということで、平成 16 年度については消滅時効については、全体の 61.77 パーセントということです。

古沢委員

去年は約 64 パーセントですから、義務者数において言えば、全体の不納欠損扱いのうち、その消滅時効分、漫然と時効を迎える分の扱いは、割合的に言うと減っているわけですね。これは要するに現場の努力の反映なのです。これが第 2 の理由です。

それから、第 3 の理由を挙げてみたいと思うのですが、この間の組織上の問題です。一つは機構上、職員の配置がどういうふうに移移しているのでしょうか。

（ 財政 ） 納税課長

職員の配置の関係であります。正職員の人数で言いますと、過去 5 年間の数字では、管理職も含め、平成 12 年度 28 名、平成 13 年度 28 名、平成 14 年度 25 名、平成 15 年度 26 名、平成 16 年度 26 名、そういうふうになっております。

古沢委員

伺いましたら、そのうち管理職を除いた納税部門というのは、23 人から 20 人の体制に職員配置上は変わっているわけですね。ですから、こういった面が一つ。それから、平成 14 年度から新たな体制に移行しているというふうに伺っていますが、どういう内容ですか。

（ 財政 ） 前田主幹

平成 14 年度からの体制ということですが、特別滞納整理班というものを設けまして、それで高額担当と市外担当ということで担当しております。

古沢委員

この特別滞納整理班で今おっしゃられた市外と高額、それぞれ従事している職員数、それから高額とは滞納額幾ら以上を指しているのか。

（ 財政 ） 前田主幹

職員数でございますけれども、高額につきましては 2 名、市外担当につきましては 3 名となっております。それから、担当しておりますのは、高額につきましては 1 件 70 万円以上の案件ということにしております。

古沢委員

関連して伺っておきます。

70 万円以上が高額という扱いで整理班が担当している。しかも 2 名、伺いましたら、2 名に主幹もこれに加わっておられるようですね。頑張っておられるようですが、16 年度末、70 万円以上のいわゆる高額、これの扱い状況といたしますか、税額でもし概数でもわかればお示してください。

（ 財政 ） 前田主幹

税目別の滞納金額でございますけれども、市道民税が 7,312 万 1,000 円、法人市道民税が 2,056 万 8,000 円、固定資産税・都市計画税が 16 億 5,894 万 2,000 円、軽自動車税が 20 万円、特別土地保有税が 307 万 9,000 円、合計で 17 億 5,591 万円となっております。

古沢委員

高額分ですから、これは明らかに滞繰分ですね。現年度分は入っていないのかもしれませんが、圧倒的な割合を占めているのが固定資産税・都市計画税です。17 億 5,000 万円のうち 16 億 5,000 万円。では、この 70 万円以上の高額分についての措置状況を件数でお知らせください。

（ 財政 ） 前田主幹

16 年度の 70 万円以上の滞納者の措置状況でございますけれども、これは実数でお答えいたします。

交渉中が12件、分納中が52件、差押え、参加差押えが39件、交付要求が4件、執行停止が17件、合計で124件になってございます。

古沢委員

この点においても、いわゆる措置率といいますか、交渉中、分納中を除けば、措置率というのは約半分というふうに見ることができるんですね。これも相当頑張っているなと思います。これが第3の理由です。つまり第1の理由、現年度調定に見た場合においては、直近3か年で言えば、収納率は向上させてきている。大いに頑張っている。不納欠損の扱いについても、消滅時効分、漫然時効分の割合を圧縮してきている。これは現場の努力の反映です。第3に、配置されている職員数が減員されているにもかかわらず、新しい体制で頑張ってもらっていると。おおよそこの三つから見て、収納率向上対策という面からすれば、徐々にではあるけれども、それから当然現場の努力があつてのことですけれども、成果を上げてきているのではないかというふうに見ることが私はできると思います。

では、なぜトータルで現年度滞納額で見た場合に、82.6パーセントというおおよそ信じがたいような低い収納率になるのか。これは先ほどの高額滞納者状況と関連してきます。圧倒的には固定資産税・都市計画税、これが全体として82パーセント台に収納率を落とすという理由になっていると思います。

それでは、若干指摘しておかなければいけないこともありますから、それらについて応援団の役割は、おおよそここで終わりです。

それで、まず伺っておきたいのですが、年度当初に市税の収入見込みを当然予算編成に当たって算定すると思います。その場合に、どのような手法、個別積算なのか、過去数年の平均値中心主義なのか、特殊要素をきちんと積み上げていって、これは個別積算の範囲ですけれども、どういう手法でやっておられるのですか。

（財政）税務長

市税の見積りの関係でございませけれども、今、委員がおっしゃられましたような個別のものと、それから過去の収納率の経過を見てみると、それぞれその状況に応じて、一概にこうという決まった方法はございませんけれども、その実際の状況を考えて積算しているというのが実態でございませ。

古沢委員

私は、この固定資産税・都市計画税の中に最大の特種要因が隠されているというふうには、かねてから言っております。これは現場の努力を超える特種な要因だと思うのですが、この問題をきちんと明らかにした上でないと、小樽市は収納率が低いというふうに一般的に言われることになりませし、議会の中での議論も正確性を欠くことになる。ひいては、収納率向上対策を講ずる上でも、この問題は避けて通れないかぎを握っていると思うのですが、いかがですか。

財政部長

今、質疑の中で、いろいろな要因というものが大体おわかりになっていただいたかなとは思ひませ。確かに固定資産税と都市計画税の関連については、いろいろな要素があつて、先ほどの質疑の中でもありませたけれども、確かに普通税の部分についても固定資産税の収納率に影響を与えているという、そういうことがございませ。小樽市のいろいろな諸条件の中で、いろいろ確かに幾つか法人で困難な状況のところも当然あるわけございませから、そういったものはそういう意味では全体のものに影響は、これは与えているということは言えるかと思ひませ。

古沢委員

昨年ですけれども、私はある意味では具体的にそういう特種要素の対象が定まるような形でお尋ねませました。税務長は個別的個々の要因についてはお答えできないということで、明言を避けられませました。しかし、実際の問題として言えば、現年度分で見れば13年度、それから滞繰分で言えば、その13年度が反映する14年度から、小樽市の市税収納率にとっては分岐点だつたと思うのです。同時に、その要因は税目で見れば、明らかに固定資産税や都

市計画税にあったということ、これは指摘したのですが、この点は認めますか。

（ 財政 ） 税務長

確かに、今、委員のお話のとおり、14年度からの滞繰の収納率が上がっている。そして、現年度につきましては14年度からの収納率が極端に下がっているということは、そのとおりであると思います。税目につきましては、これは明らかなものは固定資産税と都市計画税、こういうことになると思います。

古沢委員

私は、これこそが旧マイカル・OBCの滞納問題だということを、どなたもわかっていることをあえて言わざるを得ない状況で毎年言ってきたわけです。しかし、どなたもそうだというふうには答えない。小樽市の収納率を考える場合に、この問題を踏まえて考えれば、決して収納率は下がっているというふうには見られないと。現場は大いに頑張っていると見るべきだというふうに、私がお尋ねしている理由の最大のものであります。同時に、もう一つ注目しておきたいと思うのですが、現年度の調定分で伸び率を示している税目、特に市民税の場合は個人・法人、均等割・所得割とありますから、そこをわかりやすく、例えば個人の均等割でという、そういうような形で伸び率を示しているものを挙げてください。

（ 財政 ） 市民税課長

個人市民税の均等割分と固定資産税の家屋分、軽自動車税、都市計画税の家屋分が伸びています。

古沢委員

個人市民税の均等割は17.5パーセント伸びている。軽自動車税が4.7パーセントです。固定資産税が0.9ないし1パーセントだと思いますが、これは税目の特徴からいっても、こういう表現が妥当かどうか、庶民負担の傾向が強まっているというふうに見ることができると思うのです。要するに個々の調定が伸びているわけです。あとは押しなべて調定は落ちている。そうしますと、先ほど言ったように、収納率を上げてきているというのは、現場の努力もさることながら、庶民負担の傾向が強まりつつある中で、納税義務者である市民の頑張りというものを、きっちり見ておかなければいけないと私は思うのです。ですから、市民の1人当たりの担税力がどうこうという議論もありますけれども、こういう個人市民税の、それから軽自動車税の、固定資産税のと言ったら、これは現年で言えば、収納率も上がっているのですから、こういうことをもう一方で見ておかなければいけないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

（ 財政 ） 税務長

調定額が上がっている、収納率も上がっているということで、それぞれ均等割につきましては、当然500円の均等割を、2,500円のを3,000円にしたというようなこともあるわけですが、ただ家屋につきましては、当然評価替えはございませんので、若干の新築の部分が出てきます。軽自動車につきましては、軽自動車の普及ということで増えたのかなと、そういうふうを考えておりますし、また収納率の向上につきましては、先ほども申し上げましたけれども、納税意識の高まりもあるかと思っておりますけれども、やはり納税課における収納対策ということでの結果ではないかというふうに思っております。

古沢委員

不納欠損において、消滅時効分が圧縮されているのは大いに結構だという話をしました。これは5か年平均で見ても、今年はやはり相当頑張ったのだらうというふうに思うのです。5か年平均で言えば、消滅時効分はおよそ65パーセント近くですから、これが61パーセント台まで下がってきて、きちんと措置をしている。処分停止という作業は一定の労力を伴う作業です、調査その他を含めて。そういうふうに頑張りが現れていると思うのですが、中身を分解したいと思います。

15年度と比べて、不納欠損における義務者数、件数、欠損額においてどういうふうになっているのでしょうか。

（ 財政 ） 納税課長

不納欠損の推移ということで、平成15年度と16年度の比較でございますけれども、義務者数においては平成15年度が1,719名、平成16年度が2,119名。それから、件数については、平成15年度は4,849件、平成16年度は6,472件、不納欠損額については平成15年度 1 億4,450万6,179円、平成16年度は 2 億5,375万8,207円といずれも数字的には伸びている状況でございます。

古沢委員

消滅時効分の割合が減っているということは、既に聞きました。そうすると、15年度と比べてみて、義務者数で約360人、件数で1,600件、欠損額においては 1 億1,000万円増えているわけですが、では、これは当然のことだと思いますが、この増えた伸びたのは、処分停止、執行停止分だと考えていいですね。

（ 財政 ） 納税課長

伸びた理由としましては、今、委員がおっしゃった義務者数も伸びておりますし、件数も伸びている。そのほかに執行停止ということで伸びた大きな原因もあります。

古沢委員

不納欠損の中には、大きく言って三つあると思います。処分停止の中で二つ、一つは地方税法第15条の7第4項該当、処分停止が3年継続して消滅をする。これは御存じのとおり、第18条の5年経過といずれか早い方で消滅してってしまうわけですが、この第15条の7第4項該当、もう一つは第15条の7第5項該当、処分停止即消滅させるという場合、この二つと消滅時効第18条該当、こういうふうに分かれると思うのですが、処分停止扱いの部分が増えました。義務者数においても、件数においても、それから欠損額においても 1 億1,000万円ほど増えている。これは処分停止扱いの分というふうに考えていいと思うのです。では、この第4項該当と第5項該当、この割合はどういうふうになっているのでしょうか。

（ 財政 ） 納税課長

平成16年度の数値で申しますと、執行停止は義務者数が809名おります。そのうち第4項の部分の該当者が605名、第15条第5項が204名。それから、件数においては合計で2,525件でありますけれども、第4項については1,864件、第5項については656件。欠損額については合計で16年度、 1 億8,720万1,341円でございますけれども、第4項の場合においてはこのうち2,987万1,529円、第5項については 1 億5,732万9,812円で、こういうような割合になっております。

古沢委員

16年度で扱いが大きく伸びた。しかし、今、答弁いただいたように、特に第5項該当、処分停止、執行停止即消滅、ここが欠損額を大きく伸ばしている要因になっているのだと思うのですが、これが 1 億5,700万円ですから、前年度から見ても 1 億1,000万円欠損額が増えたうち、おおよそがこの第5項該当で即時消滅をかけるという部分が要因になっていると思います。その中で税目で挙げるとしたら、どの税目が一番多いのですか。

（ 財政 ） 納税課長

今の増えた 1 億5,700万円、第15条の7第5項ということで、即時消滅の内訳なのですけれども、占める割合としては、固定資産税・都市計画税が 1 億3,790万円ほど占めております。

古沢委員

1 億5,700万円のうち約 1 億3,800万円、固定資産税と都市計画税。執行停止をかけて即時消滅。第15条の7第5項を説明してください。

（ 財政 ） 納税課長

地方税法第15条の7、滞納処分の停止の要件というのが表題になっておりまして。

（ 「その5項ね」と呼ぶ者あり ）

5 項ですね。「第 1 項第 1 号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる」となっております。

古沢委員

法人の場合に即して言えば、解散した法人又は解散登記はないのだけれども、事実上廃業していて、将来再開の見込みがない法人、こういった場合が該当するということですね。

（ 財政 ） 納税課長

解説の中でも、そのように見解がなされております。

古沢委員

さて、ここで実は角度を変えます。

まちづくり推進室に聞きます。駅前再開発に関連しますけれども、あそこのホテル部分が昨年競売で売却決定されました。前所有者から所有権が移転したのが登記上今年 7 月です。新たにその後、所有権者がまたかわっておりますが、前所有者、これが法人の所在は稲穂 3 丁目 9 番 1 号、皆さん御承知のジェイ・アイ・ビーですが、このジェイ・アイ・ビーの実態として、ここに事務所、会社の所在を確認されていたのはいつまでですか。

建設部長

今、知っているところでは、エストラストが所有権移転するまでというふうに聞いてございます。エストラストが所有権移転をする段階において、退去したというふうに聞いております。

（ 「 今年の 7 月かい 」 と呼ぶ者あり ）

ええ、というふうに記憶しています。

古沢委員

ちょっと違うのではないの。私は事務方に直接承知していれば実態を教えてください。もしわからないのであれば、駅前ビルが関係者だからわかっているはずだから、聞いています。今年の 7 月ではないです。

建設部長

出たり入ったりしていたという状況の中で承知してございまして、私の記憶では所有権移転がなされたときに、そういう形で白紙になるのだと、こういうふうに記憶してございまして、もし間違いであれば、後ほど調べまして。

（ 「 いや、後ほどでは困るのだ。質問続かないのだわ 」 と呼ぶ者あり ）

委員長、ちょっと確認をさせてもらっていいですか。今、自席に待機しています。

委員長

だれ、出席していない、担当者が。

古沢委員

駅前ビルでは、競売の売却決定時、つまり売却決定、去年の 8 月です。買受け代金が納付されたのは去年の 9 月ですから、この売却決定ぐらまでは事務所らしきものがあつたと。従業員なのかはよく定かでないけれども、人が時々出入りしていたと。しかし、この売却決定した時点から全部引き払って、今はどうなっているか所在はもう連絡先もわかりませんとおっしゃっているのですが、これはそのとおりだと思いますか。どなたでもいいです。

建設部長

ちょっと確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

古沢委員

いや、いいよ、そうしたら。

これは、ほぼ間違いのないことです。だから、さっきの話に戻りますが、処分停止、第 15 条の 7 第 5 項、これで即

時消滅をかけたというのは、実はここではないのですか。具体的には言えないと思いますけれども、私はそうだと思います。法人の解散の登記はないけれども、事業をやっていない、再開の見込みがない。処分停止をして、そして即時消滅をかけた。ここではないのですか。ちなみに言いますと、競売の物件目録、物件仕様は私手にしていますけれども、その中で平成14年度における租税効果、これが約2,000万円弱だというふうに、これはもう資料で明らかです。そうしますと、約1億円ほどの処分停止、そして即時消滅をしたというのは、およそここしか考えられないというのが私の見方です。だとすれば、会社の実態がない。所在が不明だ、連絡先もないということで、即時消滅をかけたのでしょうか。では、今年の固定資産税、課税はどこに行っていますか。

（財政）資産税課長

固定資産税の納税義務者につきましては、あくまで今年度につきましては今年の1月1日、賦課期日の登記上の名義に従って出しております。

古沢委員

これも既に議論していますから、承知だと思いますが、買受け代金を納付したのは昨年9月です。民事執行法第79条は、買受け代金を納付した場合の所有権については、どのように言っていますか。

買受人です、買受人。つまり、この場合は小山グランドパレスホテルですが、代金を納付したときに不動産を取得するというのが民事執行法第79条です。つまり一方では、私の仮説ですよ、この法人を、要するに即時消滅をかけた。約1億円になるでしょう。その根拠は競売物件の物件資料にあった14年度の租税効果の額、これから見ても、およそ平成11年にこの会社が国際ホテルに登記上は登場してくるわけです。そうしますと、仮に12年から5か年間とします。おおよそこのぐらいになりませんか。そうしますと、この仮説を基に、一方ではそういう法人だというふうにして即時消滅をかけておきながら、それは16年度末ですから、3月までの出来事です。4月くぐって新しい年度で1月1日課税基準日だとして、その法人に新年度、つまり17年度の固定資産税を課税するということはありませんか。だから、私は税サイドに第343条第4項を、これは道を開くつもりで先駆けて適用したらどうだというふうに提案したのですが、いかがですか。

（財政）資産税課長

委員のおっしゃるのは、第343条第4項の規定のお話だと思いますが、固定資産税の納税義務者につきましては、台帳課税主義がとられておまして、おっしゃる第4項につきましては、その例外の一つとして規定上、市町村は固定資産の所有者が震災、風水害、火災、その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課することができるという規定は規定してはありますが、この規定は所有者について、十分調査してみても震災や風水害などの死亡が推定されるような事由によってその所在が不明な場合に限り、その使用者に課税することができるというふうに解されています。

古沢委員

いや、いいですよ、それは一つの解釈、解説ですから。確かに今言ったようなことは想定していません。そもそも一つの行政庁が、これまでの納税債権を放棄するわけです。それは、さっきから何度も言っているように解散を登記はしていないのだけれども、実態がない、事業再開の見込みがないといって、一つ的意思決定をして、即時消滅をかける。その同じ行政庁が、年度が変わって登記上所有者だからといって課税をするというのは、いかにも二律背反的といいますか、こんなことは一つの行政庁としては本来あり得ないでしょう。だから、これまで第343条第4項の解釈、理解は、今、説明いただいたとおりなのだけれども、そもそもこういう事例は想定していないのだから、こういったところに果敢に挑戦しないとどうなりますか。いわば中間省略登記みたいな効果を小山グランドパレスホテルに与えしまっているのではないですか。思い切って挑戦する価値はあったのではないですかね。それは確かに解説で言えば、いただいた資料によれば、不可抗力の事由によって不明なのだと。風水害、火災、それらに類するという意味合いだと思うのです。しかし、皆さんは教育委員会に突然振りましますけれども、秘密会のとき

にはずっと列記をしていて、その他とって、全然関係ないですので、適正配置みたいなものまで秘密会にしてしまうと。ここでは極めて厳格に、それに類するような不可抗力的なものでなければだめだというふうにして狭める。これも実に不可解ですけども、このケースに当たって言えば、挑戦する価値があるのではないですか。一方ではだめだと捨てておきながら、一方では課税すると。そんなことがあっていいのかということ、これは決算特別委員会ですが、処分停止に関連して、やはりきちんと指摘をしておかなければいけないと思うのです。事実上の課税逃れを認めてしまうことになりませんか。年度途中において、年度末にかけて、競売において買受けした買受人が、1月1日を越すまでに所有権移転登記をしなければ、どういう事情であれ、税金を納める責任はないと。今回の場合は、極めて意図的な税金逃れだというふう思うのですが、いかがですか。

（財政）税務長

中抜け登記のお話と税金逃れというお話ということであったと思いますけれども、中抜け登記のお話につきましては、今回の場合も確かに実際、1回競売事件が起きまして、当事者となった方から別の方に登記がなされたということで、これは実際の不動産取引の中では競売に限らず、任意の売買という中でも実際に中が抜かれた登記と、法務局ではこれは中抜け登記というのはありませんというふうにいふわけなのですけれども、実際の取引の中では中に第三者が入って、登記上は本来的にはA・B・Cとなるものが、AからCの登記しか出てこないということについては、年をまたぐということも含めまして、実際にたくさん出てきている。実際にある事例でございます。したがって、先ほど資産税課長が申しましたとおり、台帳課税主義ということで税の立場としては課税をしていくと。地方税法に基づき課税をしていくということになるかと思えます。

もう一つ、税金逃れということで、昨年の9月に落としてから今年まで所有権移転登記をしてこなかったということにつきましても、台帳課税主義という考え方からいきまして、課税をしたということでございます。

古沢委員

もう終わりますけれども、台帳課税主義と言うけれども、登記簿上、所有権者として登記されていても、第343条第4項があるではないですか。これは例外の扱いかもしれないけれども、登記簿上だけではいかんともしがたいという場合を認めるという、いわば例外規定です。ですから、そんなに漠としているものではなくて、極めて限定的に扱うのでしょ。けれども、その限定的な内容に合致するというか、そういうものだったのではないかと。実際に、一方では法人の実態がないというところに課税せざるを得ないということ、みすみす受認するのですか、小樽市は。そうではなくて、第343条第4項をもっと有効に活用したらどうですかということを私は提案しているのです。一方では、何度も言うけれども、もう取れないと言って投げているのです。そこにもう一方では新年度課税しているのです。こんなことあり得ますかということをおっしゃっているのです。

（財政）税務長

確かに第343条第4項ということをお適用させると、挑戦するという意味では、できないのかなという考え方につきましては、昨年も私もこれ検討したわけでございますけれども、やはりいろいろ調べていく中では、これは実際には無理だと。どう考えてもちょっとこれはできないということと、それと反対になってしまいますけれども、一応、1月1日現在の登記簿上の所有者が載っているということの中では、一方では即時消滅という形でやっているわけですけども、この部分を課税しないということは、一切これできないことになっておりますので、当然課税の対象となる物件があるわけでございますから、課税しないというわけにはいかないという考え方から課税をしたということになっていきます。

古沢委員

これは特に問題提起として残して、宿題として残しておきたい。こういうケースというのはまれに出てくる可能性はあるわけですから、私はよしとしませんよ。だって、来年の決算でまた同じことを聞かなければならない。取れないと投げたものに課税しておいて、またとれないとやるのですかということをお聞かなければならない話ですか

ら。幸いというか、この間の約10か月間にいろいろなことの動きが登記簿上からも見えますよ。そういうようなことをくぐって、幸いに所有権が移転したと。そして、再開発が何事もなかったかのように始まろうとしている。これ自体はまた明日別の問題で質問したいと思いますけれども、これはそれでよろしゅうございますというふうには見ておけないです。特に16年度決算の処分停止にかかわって、そういう問題を提起しておきたいと思いますので、今後詰めて研究してみてください。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

自民党。

佐々木（茂）委員

交付税関係について

まず、交付税関係について3項目ほど質問をいたします。

財政運営上、財源となる国から受けるものの中に地方交付税がありますが、どのような根拠に基づいて交付されるかお答えください。

（財政）財政課長

どのような根拠、法律の根拠は地方交付税法でございます。まずはそういうことです。

佐々木（茂）委員

ごく簡単にお答えをいただきました。まさにそのとおりですが、その次に、この地方交付税、普通交付税と特別交付税に分かれると思いますが、金額と比率、これについてお聞かせいただければと思いますが。

（財政）財政課長

今の金額というのは、小樽市の決算額ということでよろしいですか。

佐々木（茂）委員

平成16年度のいわゆる156億8,989万2,000円の形のものでお答えいただければと思います。

（財政）財政課長

私どもの普通交付税は16年度144億9,500万円、特別交付税は11億9,500万円でございます。比率はこれの比率でございますか。

佐々木（茂）委員

地方交付税法第6条の2、これに根拠が示されていると思うのですが。

（財政）財政課長

交付税の種類は普通交付税と特別交付税がありまして、これは国全体の話ですが、交付税上は特別交付税は交付税総額の6パーセントと決まっております。

佐々木（茂）委員

次に、地方消費税交付金について16年度は16億3,000万円ほど交付されていますが、これについてもどのような場合、この地方交付税が交付されるのか。前年度比較で何パーセントぐらい増加したか、お聞かせをいただきたいとします。

（財政）財政課長

地方消費税交付金は、もともとできたのは平成6年の税制改正によって、都道府県税として地方消費税ができました。それを地方の部分として都道府県と市町村が分けるわけでございますが、消費税は今5パーセントと言われておりますが、もともと消費税としては4パーセントでございまして、その100分の25が地方消費税ということで、5パーセントは4パーセントと1パーセントでございまして、その1パーセントの部分地方消費税として小樽市

には、今、委員がおっしゃられた金額が来ている。これは都道府県と市町村が全国の総額を半分ずつ分ける、そういうものでございます。

15年度に比べて10パーセントの伸びとなっております。

佐々木（茂）委員

地方特例交付金について

次に、地方特例交付金についても、この項最後ですが、お聞かせをいただきたいと思います。

16年度は4億4,073万円をちょうどいしておりますけれども、これについても根拠をお聞かせいただきたいと思っております。

（財政）財政課長

地方特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収を補う意味で創設されたものでございます。国全体でいう交付税額は、地方の減収見込みの4分の3に相当するものから、たばこ税へ一定割合地方に移譲がありました。また、法人税の地方交付税率が引上げになりました。それらを除いたものでございます。具体的に市町村に来る分といたしましては、各団体の減収見込みの4分の3に相当する分から、その団体のたばこ税の増収見込み、その分を引いたものでございます。ちなみに残りの4分の1はどうするのかといいますと、これは減税補てん債という市債の発行が認められているということでございます。

佐々木（茂）委員

そして、ただいま説明いただきましたように、予算の現額に対して今年は98.6パーセントの収入率、減収になったと思っておりますが、その金額と前年度比較のパーセント、お願いします。

（財政）財政課長

今の予算に減額になった金額ですが、地方特例交付金の予算では4億4,680万円を予算で計上いたしました。収入されたのは4億4,073万円、607万円、予算に対して予算割れしております。それと、前年度に対して地方特例交付金は4.2パーセントの減となっております。

佐々木（茂）委員

次に、質問を変えます。

不納欠損関係について

不納欠損関係についてであります。市税収入についてお尋ねをいたします。

決算説明書の28ページにあります市税収入内訳表の中で不納欠損が出てございますが、過去5か年間の推移を調べてみました。平成12年度では1億5,800円、平成13年度には同じく1億5,800万円、平成14年度は2億600万円、平成15年度は1億4,500万円、平成16年度は2億5,400万円となっております。このように見ますと、およそ1億5,000万円から2億円前後で推移しておりますが、平成16年度は昨年度と比べ1億1,000万円ほど増加いたしております。これは何か特別な事情でも生じたものによるのか、お答えをいただきたいと思っております。

（財政）納税課長

不納欠損処分の扱いについては、一般的には個人では失業だとか病気などによります収入の減少、また住宅ローンなど、いろいろな返済などによってなかなか税金が払えないと。法人では、倒産や事業資金、税金の納付ができない、あるいは納付ができなくなったというときに所定の手続に基づいて措置をします。それで、今の御質問にありました、先ほどお答弁申し上げましたけれども、平成16年度は昨年度に比べ、納税義務者数が約360名、件数で1,623件増加したこと、指摘があった高額滞納者であって、これは先ほど条文を読み上げたのですけれども、事業活動がなく、今後再開の見込みがないと、そういうことで措置した高額滞納者だった法人を即日消滅させたと、そういうことがありまして、平成16年度は1億1,000万円ほど増加した状況にあります。

佐々木（茂）委員

今、若干その先のお答えをいただいたところもあるのですが、納税義務者がいろいろと問題を抱えているということもあるのですが、執行するに当たってまた法律上の根拠、その判断について再度お聞かせをいただきたいと思えます。

（財政）納税課長

不納欠損処分については、先ほども地方税法の話をしましたけれども、地方税法の中に時効による取扱いの規定があるので、それに基づいて処理をしています。

それで、時効の扱いが大きく分けて二つあります。一つ目は消滅時効といいます。それが先ほど言いました地方税法第18条でありますけれども、これは5年間徴収権を行使しないと、時効により納税義務が消滅するというようなものでございます。それからもう一つは、滞納処分の執行停止できるというような場合、先ほども言いました地方税法第15条の7に該当するわけですけれども、これがまた二つに分けることができます。これは3年間その継続したときには納税の義務が消滅するということと、納税義務を直ちに消滅させるということで、先ほど言いました第4項、第5項に分かれます。それで、まとめになりますけれども、執行停止の3年間の考え方としては、財産がないという、いわゆる無財産、それから生活を著しく窮迫させるおそれがあるとか、生活困窮、それから財産や居所がともに不明であるとき、そういうときに該当します。それから、直ちに消滅することができる例としては、先ほどの例にありますけれども、法人が解散や廃業して将来事業再開の見込みがないとき、それから海外に移住又は出国して帰国の見込みがないとき、このようなことが該当します。

佐々木（茂）委員

ただいま説明いただきましたように、執行停止と消滅時効、それらのことによって、過去5年どのように推移をしているか、押さえていればお聞かせいただきたいと思えます。

（財政）納税課長

過去5年の推移になりますけれども、納税義務者に対して執行停止と消滅時効の割合というパーセントで、先ほど実数としてはありましたけれども、数字で答えさせていただきます。平成12年度は2,258名中、執行停止は24.89パーセント、消滅時効は75.11パーセント、平成13年度は1,891名中、執行停止が34.80パーセント、消滅時効は65.20パーセント、平成14年度は義務者数が2,121名中、執行停止が42.39パーセント、消滅時効は57.61パーセント、平成15年度は義務者数が1,750名中、執行停止が36.06パーセント、消滅時効が63.94パーセント、平成16年度は先ほど言いましたように2,116名中、執行停止が38.23パーセントで、消滅時効は61.77パーセント、このような割合になっております。

佐々木（茂）委員

そこで、先日の予算特別委員会の折に、我が党の井川委員の質問にも答えられておられましたが、現在、納税課の職員の皆さんは強化期間ということで現場に出向き、税を確保するというので大変頑張っておられると思えます。このような努力をしても納めていただけない、納められない税金が生じるわけで、平たく言えば不良債権ですが、不納欠損処分として計上せざるを得ないものと理解をしております。ただいま説明にもございましたが、消滅時効による割合が60パーセントを占めております。単に時効を迎えるのを待つのではなく、積極的に整理をしていくことも必要かと思えますが、今後どのように取組をされるのか、お示しをいただきたいと思えます。

（財政）納税課長

今後の取組と申しますが、現在の状況であります。多くの場合は、過年度分の滞納が積み重なって、結局、滞納額も増えてきて、なかなか納めることができなくなるという悪循環が繰り返され、それが不納欠損につながっていると。中には会社が倒産したりとかという突発的なものもありますけれども、多くの場合はこういうケースであろうかと思えます。それで、今、御指摘のありましたとおり、第18条の消滅時効ということで、漫然という古沢委員

からの御指摘もあるように、そういうことを迎えるわけではなく、預貯金調査など、財産調査、給与照会などを行って、納税者の担税力を見極めながらいろいろ処理しているわけでございます。委員、御指摘のとおり、税収確保はもとより、不良債権については積極的に整理を行って、いわゆる調定額の分母を減らしてスリムになりたいと。そうすることも収納率の低下を抑える一つ的手段であろうかなとは考えております。いつも言っていることではありますが、基本的には取る、押さえる、落とす、こういうようなことを忘れずに、繰り返しではありますが、粘り強く交渉していく努力をしていきたいと考えております。

佐々木（茂）委員

市外転出の市税滞納者について

次に、市税の滞納者についてお尋ねをいたします。

市外へ転出者が多い中で、市外へ転出した市税の滞納者の状況はどうなっているのか。3年間ほどの推移を押さえておりましたら、お知らせをいただきたいと思えます。

（財政）前田主幹

市外へ転出した市税の滞納者ですけれども、これはいずれも年度当初の件数ということでお知らせいたします。

平成14年度1,622件、15年度1,589件、16年度1,664件となっております。

佐々木（茂）委員

ただいまお聞かせをいただきました数値は、年度当初の市外滞納者の件数ということですが、それではその3年間の処理件数と処理された率について調べておられましたら、お知らせをいただきたいと思えます。

（財政）前田主幹

その3年間の処理件数と処理率についてお知らせいたします。

平成14年度、これは633件を処理しております。処理率は39.0パーセント。15年度につきましては399件を処理しております。処理率は25.1パーセント。平成16年度は502件を処理しております、その処理率は30.2パーセントとなっております。

佐々木（茂）委員

市外の滞納者数は横ばいないし若干の増加傾向にあるようですが、特に主眼を置いて対策を立てていることがございましたら、お知らせをいただきたいと思えます。

（財政）前田主幹

市外担当の特徴的な取組としましては、実態調査、現地調査、さらには財産調査といったような調査業務を中心に行っております。また、市外転出滞納者というのは、毎年200件以上発生しております。特に16年度の市外滞納者の内訳について話しますと、札幌が884件、札幌を除く道内で324件、道外の者は456件となっております。いずれにしましても、市外の居住期間が長くなればなるほど、やはり納税意識がどんどん薄れていってしまうということで、今後も市外の滞納者は増加するのではないのかなというふうに予想しております。ただ、今話しましたように、いろいろな調査を通じまして、滞納整理の手法は次第に確立しつつあります。しかし、滞納整理に特效薬というものはないというふうを考えておまして、先ほど納税課長からも話しましたように、私もやはり取る、押さえる、落とすということが大事かなというふうに思っております。これまでもさまざまな対策を検討して実施してきておりますけれども、今後とも創意工夫を重ねながら頑張っていきたいというふうを考えております。

佐々木（茂）委員

いろいろと市税に関して何点が質問をさせていただきましたけれども、私は、第1回定例会で財政再建という命題の中、市税が歳入の大きな柱であり、高い数値目標を持ってその実現に努めてほしいと質問を申し上げました。景気がなかなか地方まで反映されない現実、財政の概況によりますと、年々低下する市税収入、市税収入率、大変厳しい状況となっております。職員の皆様には、歯止めをかけるため、いろいろな取組を実践し、税収確保に努力

されていることは理解しております。1 ポイント上げるためにも、1 億7,000万円を徴収しなければならないという、このような高いハードルであります。少しでも数値が向上するよう、より一層の努力をお願いし、今日の質問を終わります。

吹田委員

入札について

私の方は、入札にかかわった部分で、少し質問したいと思います。

現在、小樽市では入札のやり方があるのですけれども、一般的な入札のやり方についてどのようなものがありますか。

（財政）契約管財課長

入札の方法の種類の主なものということで説明いたしますと、通常、自治法に基づきまして分類いたしますと、一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約、それからこれはあまりなじみがないのですが、競り売りというものがございます。

それで、一般競争入札については、不特定多数の参加を求めまして入札で競わせるものでありまして、そのうち最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手とする方法ということで、それが基本原則であるわけですが、最近は各自治体等、国等でも、条件付一般競争入札、制限付一般競争入札、地域限定型一般競争入札というような、無条件な一般競争入札ではなくて、何らかの制約をつけた一般競争入札というものが実施されております。

それから、指名競争入札につきましては、一般競争入札が適当でないという場合には指名競争入札でもよいということになっておりまして、これを簡単に説明いたしますと、資力、能力、信用その他について適当と認められる特定多数の参加者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方法というふうに解説されております。この指名競争入札についても、いろいろと条件をつけて、公募型指名競争入札ですとか、工事希望型指名競争入札、こういったような形の入札がございまして、私どもの知り得ている方法としてはこういったものがございます。

その他、この入札によらない場合は、随意契約となっているということでございます。

吹田委員

小樽市で入札といいますと、現在は、16年度でいいのですけれども、どのような形でやられていますか。

（財政）契約管財課長

小樽市の場合は、今申しました分類の中で言いますと、指名競争入札という形でやっております。その指名競争入札に当たらない場合は、随意契約ということになります。過去に、一部公募型指名競争入札を行ったという実績もございますけれども、ほとんどが指名競争入札ということでやられてきたということでございます。

吹田委員

小樽市で例えば平成16年に一般競争入札をしなかったということについては、何か理由があるのでしょうか。

（財政）契約管財課長

これは、これがその通りだという理由はあまりないのかもしれませんが、従前ずっと指名競争入札を行ってきております。その理由の一つとしては、恐らく一般競争入札ということになりますと、どんな企業でも入ってくるという格好になりますので、非常に競争が激しくなります。そういう意味では、ダンピング等が生じまして雑な工事が発生するとか、それからこの手続自体も広く皆さんにお知らせしなければならないという部分もありまして、大変手続が煩雑になって、事務も非常に効率的でなくなるという、そのために事務経費もかかってくるということもございまして、それから、何にも制限しませんと市外からの企業の参入もあるということになりますので、そうなりますと地元の企業育成にいかがかないという部分があるのではないかと。そういったことが主な理由で指名競

争入札を行ってきたものだというふうに解釈してございます。

吹田委員

先ほどの説明の中で、例えば一般競争入札は制限型のももできますという感じで伺いました。例えば小樽の中でそういうできる方という形もありましたね。そういうものについての検討もできないものでしょうか。

（財政）契約管財課長

例えば市外からの参入をある意味で防ぎたいという場合には、地域限定型一般競争入札ということを採用するという事も考えられると思います。小樽市の場合、とりあえず今年度につきましては、公募型指名競争入札という新しい方式を試行でやってございまして、今その効果の状況を見ておりますけれども、今おっしゃいましたことも、今後検討の材料にはなるのかなというふうには考えております。

吹田委員

この指名競争入札のやり方ということについてお聞きしたいと思うのですが、指名競争入札の場合、指名というのはどういう形の基準で行われるのか。

（財政）契約管財課長

指名をする場合、経営審査事項という、そういったものに点数をつける。それから、過去の工事の実績、そういったものの点数、その点数の総合をもちまして、いわゆるランクづけを小樽市の場合にしまして、小樽の場合は A 1 ランクから D ランクまで 6 ランクございますけれども、そのランクづけを金額ごとにしまして、その工事、工事によりまして、その工事はどのランクの業者を指名するかというようなことでもってやってございます。

吹田委員

16 年度におきまして、例えば指名競争入札の場合、入札の説明などはどのような形で行われているのでしょうか。

（財政）契約管財課長

こういう工事がありますということで市の方で公示をいたしまして、それについてそちらの方で工事委員会という内部の機構がございまして、その中でこの工事についてはこの金額であるので、このランクに指名しようということを決めます。その指名されたランクの業者に対してこちらの方から指名の通知をするという格好になっております。

吹田委員

この入札の具体的な工事内容についての説明というのは、個々にされるのでしょうか。

（財政）契約管財課長

その公示がなされますと、いわゆる設計図書というものを閲覧することができるようになってございまして、その書類の内容を見て、それぞれの企業がそれぞれの設計をするということになってございます。

吹田委員

そうしますと、閲覧した場合に、例えばその内容について疑問な部分については問い合わせるといことになると思うのですが、そういうことについては受けられているのですか。

（財政）契約管財課長

例えばその図書について何か特に確認をしたいということがございまして、恐らくそれぞれの原課の方、こちらの方に問い合わせ等があるかと思っております。私どもでわかることでしたら、私どもの方でお答えすることもございます。

吹田委員

それと指名された方々というのは、入札前には皆さんだれが受けたかということがわかるのでしょうか。

（財政）契約管財課長

小樽市の場合、事前に公表するという方式を今とってございまして、現時点ではわかるかと思っております。

吹田委員

実際の入札の説明から入札の日までの期間というのは、小樽市の場合はどの程度なのでしょう。

（財政）契約管財課長

その工事の規模にもよって見積りの期間というものもございますけれども、公示をしてからおよそ10日後ぐらいになると入札の日になるかと思えます。中には15日なければならない、そういうこともございます。

吹田委員

その工事の内容もあると思うのですけれども、大きな工事でも2週間程度で数字をつくらなければならないということになっているのでしょうか。

（財政）契約管財課長

建設業法上、日にちが設定されまして、私はその日数はきちんと頭に入ってございませんけれども、それに基づいた期日を経てやらせていただいています。

財政部長

今のお尋ねですけれども、工事金額によって何日何日というふうに設けられているわけですが、その工事が急を要するとか、そういう特殊な要件がある場合は、通常例えば15日のところを5日短縮して10日でやるとか、そういうことは建設業法上認められております。

吹田委員

私はちょっと実際の作業を考えまして、確かに急いでいるとか何かというのはありますけれども、何でも急いでやれば数字が出て、すぐ工事ができるという感じでもないのかなと。一般的に、通常の工事が自分の中でできる工事と、それから下の方、また、ほかの方々に全部絡む場合がありますね。そういう場合は、いろいろなところに工事の関係でこれができるのかどうかという形になるのかなという感じがしたものですから、日にちがなければいい数字が出てこないのかなと思ったものですから質問していたのですけれども、そういうところについては、どのような配慮をされているのでしょうか。

（財政）契約管財課長

建設業法上、決められた日数を一応置いて、これまでも実際に小樽市の方から指名された業者の方々は、きちんとその日にちを守って見積りをして入札に応じて数字を出してくるということでありまして、それから特にこの日にちが短いとかということも聞いてございません。そういう意味では、たぶんそれほど無理がかかっているという状況ではないのではないかとこのふうには思っております。

吹田委員

それでは、この入札の段階では、入札に実際に数字を出したときに、どのような関係の書類が出ているのでしょうか。

（財政）契約管財課長

ただいまの質問は、恐らく入札の直接の場、そこに出してくる書類のことをおっしゃっているかと思えます。小樽市の場合は、入札の札、金額をかけた札そのもののみが入札の場では提出されるというふうになっております。

吹田委員

私も不勉強なのですが、何か入札というと大体そういう数字にかかわって、そういった基になるものがきちんとしたものが別冊でついてくるのかなと思うのですけれども、そういうのはないのでしょうか。

（財政）契約管財課長

業者が入札に当たって作成いたします見積内訳書というようなものだと思いますけれども、それにつきましては落札者が決まりまして、契約をするときに、その契約者が市の方にその見積書を出すというしくみになってございまして、入札そのものをするときにそれを全員そろって提出すると、そういうような格好にはなってございません。

吹田委員

この辺、いろいろな方法とかやり方だと思うのですけれども、自分たちが普通に考えますと、やはり数字的な部分はこういった根拠に基づいてきたのかなということを感じますので、私にしますと、そういう形の動きが通常でないかなと思うのですけれども、これが一般的にすべての国も含めて、都道府県も含めて、市町村も含めて、そういうやり方が基本なのでしょうか。

（財政）契約管財課長

一般的には、価格競争を中心とする競争が大部分だと思います。ただ最近、国や都道府県レベルでは、価格以外の要素も取り入れているということで、総合評価方式というようなことをやっているところも出てきております。

そうなりますと、価格以外の要素が入るものですから、極端に言うと、これは高い金額ではあるけれども、価格以外の要素でいい部分があるのでそちらに落ちるということもあり得るのです。そういう意味では価格が落ちていかないと、そういった要素もありますけれども、そういったこともやられております。

それから、中には入札のときに一緒に見積書、これを全員がつけて提出すること。それによってその場でそれを審査するというのではないのでしょうかけれども、それを添付することというふうになっている自治体もあるやに聞いております。

吹田委員

それでは、16年度の市で契約管財課の方では500万円以上の部分について扱っているということ聞いていますけれども、それで指名競争と恐らく随意契約をやっているらっしゃると思うのですけれども、これにかかわっての全体の予定価格とそれから実際に落ちた部分の価格の金額、それで落札率というのを全体でいいのですけれども、出していただければと思います。

（財政）契約管財課長

平成16年度の契約管財課で扱ったものについて申しますと、契約の本数は65件ございまして、そのうち指名競争入札によるものが60件、それから随意契約によるものが5件となっております。金額で申しますと、予定価格の合計が25億7,049万7,200円、それから契約金額の合計が24億5,580万5,490円、これを割り返しまして、全体の落札率を申しますと、金額ベースでそっくりそのまま出しますと95.54パーセントとなっております。

吹田委員

私の方もその辺の数字と思ったのですけれども、この全体の落札率の95.54パーセントというのは、ここ数年の中では上がった方ですか、下がった方ですか。

（財政）契約管財課長

落札率全体は年々少しずつ下がってはございます。ただ小樽市の場合は90パーセント以上というのが続いているということで、今年度については、そういった意味で公募型競争入札というのを取り入れて、何らかの形をしてみようという試みはしてございます。

吹田委員

一般的には、各市町村は聞いていまして、落札率が大幅下がってきているような感じがしております。小樽市の場合も、これは単に金額を下げて悪く仕事をやっていただくこうということではないと思うのですけれども、やはり努力されてなるべくこういう大切な税金を有効活用しようということで、ぜひともこの辺のところについて、今年度は公募型の指名競争ということを取り入れてございまして、これに大変期待はしているのですけれども、この辺のところをより精査しながら進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

財政部長

答えが求められませんでしたけれども、ちょっと話をさせていただきます。

お話のように、今回、公募型の入札を土木工事の中から二、三割程度という目標でたどりま行っております。

16年度の先ほど申し上げました率が95パーセント台でございましたけれども、今年度に入りまして、全体では金額で割り返すベースで90パーセントを切りましたし、率ベースでは87パーセントぐらいまで来ております。公募型だけを見ても、70パーセント台ということで、確実に我々の考えているところが実現していているのかなという感じはございます。今年度これら1年間やった後、来年度についてどういうふうな対応があるのか。今、委員からいろいろお話がございましたので、いろいろ検討しながら、来年に向けてまた考えていきたいというふうに思っております。

山田委員

未納金対策について

それでは、自民党最後の順番になりますが、1点だけ未納金対策についてお尋ねいたします。

平成16年度決算では、市税の収納率、平成7年度以降最も低い82.6パーセントとなっていると思います。本市の税の確保に当たっては、職員の方々大変御苦労をされているのを承知しております。また、さきの予算特別委員会、また総務常任委員会でも税収の確保、これに向け、前向きに取り組んでおられると思います。また、さきの16日には休日の訪問、夜間の訪問で未納者と直接面談して納付をお願いしていると、こういうこともお聞きしております。ひいては効果が上がるよう、期待もしております。

そこでお聞きいたします。

平成15年度24億6,210万円、16年度28億257万円、この未収金の額の差、3億4,000万円ほど増えております。まず、未納者の数はどのように推移されているのか、お教え願いたいと思います。

（財政）納税課長

未納者の数ということでは、平成16年度末、平成17年度の未納者の数でございます。約9,000名ほどおります。

山田委員

9,000名のうち、それぞれ個々の事情があって納め方にも差があると思いますが、この分納の方法についてどのような方法がなされているのか、まず、そういった自分たちの生活の困窮などで支払うことができない、そういうような人方や滞納理由、それぞれあると思います。そこで、分納の中でも一度に払うことが難しい場合、そういうような納税交渉に当たっての分割の納付方法、これに対してどういうふうな扱いをしているのか、ここをお尋ねします。

（財政）納税課長

分納ということのお話なのですが、先ほど滞納者数が約9,000名という話、その中でも各担当者が抱えている分納をしている者、分納約束をしている者、数が約2,000名ほどおります。その中には毎月払うという方がおります。それから、年金月に払うという方、不定期的にお金が生じれば払うと、そのようないろいろなケースがあるわけですが、滞納整理を行う上で、私どもとしては滞納額については、すべて一括徴収できればそれにこしたことはないのですが、なかなか金額もたまってきますと一度に納付できないと。そういう中では、納税義務者の生活実態などをいろいろ調査しまして、また、お聞きしながら、各自にあった納税計画を立てていただきながら、それに基づいて納税をしていただくと。自主納付ではあるのですが、私どもが粘り強く納税交渉をして分納でもいいからということで、納付をいただくよう指導はしております。その他、例えば文書催告なんかの折にも、納付ができなくなったとか分納を希望したいとかがあれば相談をしてくださいますということを含めて、PRとか啓もうをしていると、そのような状況にあります。

山田委員

さきの予算特別委員会、各委員会の中でも本市の納税者が納税しやすい環境、それをつくることも大事だということで、各委員からお話があったと思います。また、そういうような市税の収入の確保、環境をつくることがそ

れにつながるのだと思います。

そこでお伺いいたします。

さきの質問でも聞きましたが、本市では水道料金がコンビニエンスストアで納付できる、そういう制度ができました。市税の方でまだ導入されていないというのは承知しております。現在の検討の状況について何かあればお知らせ願いたいと思います。

（ 財政 ） 前田主幹

税のコンビニ収納でございますけれども、道内の市では現在帯広市のみ、町では七飯町もやっております。実際に、帯広市の導入も16年4月ということで、まだ1年半ほどしかたっておりません。そういったことですか、あるいはまた費用対効果の問題もございまして、実は正直なところ、ちょっと聞いておりますのは、あまり華々しく収納効果が上がったという話は聞いておりません。あまり期間もたっていないということもあるかもしれませんけれども、今後、道内だけでなく、道外も含めてよく状況を見守りながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

山田委員

今、いろいろな納付の方法、各企業などがコンビニエンスストアを利用していることと思います。ぜひ前向きな検討をよろしく願います。

また、今回もこの市税の納入方法、金額もさることながら、一番大事なのはどこまでの目標を設定するかということだと私自身は考えているのですが、そこで公共性の観点からもこの今年度の目標、来年度に向けて、もしそのような納入の目標、これだけやればよいというようなものももしありましたら、こちら辺をお聞かせ願いたいと思います。

（ 財政 ） 税務長

確かに市税の収納率ということで、平成12年度には全体ですけれども90パーセントを超えていたと、13年度からは90パーセントを切り89.5から85.2、16年度が先ほどおっしゃられました82.6ということで、毎年下落傾向に歯止めがかかっていないというような状況でございますけれども、目標ということでございますが、私どもといたしましては、少なくとも昨年度の収入率、これを最低限維持するということで努力していきたいと考えてございます。

山田委員

本当に本市財政ひっ迫の中、最大限の努力で市税の納入に尽力されていることと思います。今後ますます本市のそのような市税の納入方法の確保、またさまざまな方法を検討して、本市財政再建のために努力をしていただきたいと思います。以上、終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

公明党。

高橋委員

財政部にお伺いします。

財政再建推進プランについて

財政再建推進プランがありましたけれども、15ページに載っておりました数字、15億1,000万円ということで載っておりました。この数字に対して平成16年度どうだったのか、この辺をお伺いします。

（ 財政 ） 笠原主幹

財政健全化の取組とその効果についてでございますけれども、財政再建推進プランの中での財政健全化の取組として、平成16年度から18年度までの計画の取組を含めて記載してございます。この中では、まず人件費の抑制といった

しまして、このプランの中では16年度9.2億円の予算で削減を見込んでおりましたけれども、決算では11億1,000万円ということで見込みを1億9,000万円ほど上回っております。

次に、事務事業の見直しに伴う歳出の削減についてでございますが、予算では5億円の効果を見込んでおりましたが、決算では6億5,000万円、1億5,000万円ほど上回っております。同じく事務事業の見直しに伴います歳入の確保、歳入増の部分ですけれども、この部分につきましては、予算では0.9億円、9,000万円ほど見込んでおりましたけれども、決算では1億5,000万円ということで6,000万円ほど上回っております。これらを合計いたしますと、16年度予算編成時、先ほどございました15億1,000万円というものを見込んでおりましたが、これが決算といたしましては19億1,000万円と、約4億円ほど上回る効果があったものでございます。なお、これらの効果額につきましては、一般会計における一般財源ベースでの比較となっておりますので、これまでさきの総務常任委員会等で報告しております行政改革実施計画の数字等とは若干異なっておりますので、その部分、御理解いただきたいと思います。

高橋委員

三つの項目ともプラスということで効果があったという話ですね。4億円プラスということで評価できるのかなと思います。もう少し中身を確認したいのですけれども、まず人件費の抑制ということで、11億1,000万円という効果額でございました。この中身について、もう少し詳しく説明をお願いします。

（財政）笠原主幹

人件費の抑制の内訳についてでございますけれども、平成16年度退職者原則不補充ということで職員数を削減しております。また、これまで支給しておりました調整手当、15年度は1パーセントでございましたけれども、調整手当を全廃したほか、職員給与費につきましては3パーセントの独自削減、さらに、特殊勤務手当につきましても、一律15パーセントの削減を行っております。このほか、嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、これらの削減のほか、市長以下特別職の給料の独自削減の継続など、人件費の総額の抑制に努めまして、結果として11億1,000万円ほどの効果を得たということでございます。

高橋委員

職員給与の3パーセントの削減ということでございました。計画によりますと、今年度が5パーセント、来年度が7パーセントでしたね。わかりました。

それで、その計画の終わった後、7パーセント以降はどのように考えているかというのは、ちなみに確認をしておきたいのです。

総務部長

平成19年度からの再建プランとのかかわり、これがあるのですけれども、一応考えているのは、今回、国の人勤の地域間格差というのが一つ出ておりますので、それを十分に踏まえなければならないというのが一つです。それから、もう一つは職員組合との関係で言いますと、7パーセントについては上限として理解いただいて、今、来年度は提案してございますけれども、19年度以降も今の財政事情からいきますと、地域間格差も含めてプラスアルファをしなければならない現状にあると思いますので、これについてはまた関係職員団体とも協議をするということでございますので、今、内部で財政再建プランという全体の枠組みも含めて、どの程度にするかと、これを検討している最中でございます。

高橋委員

わかりました。

次に、事務事業の見直しということで、歳出の削減6.5億円ということでございました。この中身について、もう少し詳しく説明をお願いします。

（財政）笠原主幹

事務事業の見直しに伴う歳出の削減についてでございますけれども、平成15年の秋に政策課題として議会の方に

示しました財政健全化の取組、この中の主な事業で申し上げますと、各種医療助成の見直しで 1 億 3,213 万円、さくら学園の民間委託によりまして 4,990 万円ほど、それとふれあいパス、これは半額負担ということで導入しておりますが、4,869 万円ほど、それと重度見舞金とふれあい見舞金、これの統合によりまして 2,581 万円ほど、さらに八つの連絡所がございましたけれども、この連絡所の廃止によりまして 1,522 万円ほど、これら政策課題を合わせますと約 3 億円の財政効果になります。また、その他の歳出の部分、個別の効果額の把握というものが難しい部分もございますけれども、平成 16 年度予算編成段階におきまして約 3 億 5,000 万円ほどの削減を行っております。これらを合わせますと 6 億 5,000 万円という形になってございます。

高橋委員

もう一つありました。歳入の方ですけれども、これも 0.9 から 1.5 億円ということでございました。この具体的な中身についてお知らせください。

（ 財政 ） 笠原主幹

歳入の部分でございますが、歳入の見直しとしまして、16 年 4 月から住民票、市税等に係る諸証明の発行の手数料、これらを改定いたしまして、その効果といたしまして 1,252 万円ほど、それと保育費負担金、保育料ですけれども、国の基準に対する軽減割合、これを道内他都市の軽減率まで近づけるということで、16 年度から 3 か年で段階的に改定することとしておりまして、この部分、16 年度では 3,360 万円ほど、あと水道料金、下水道使用料に係る減免制度の見直し、これは昨年 10 月から従来の 2 分の 1 を 4 分の 1 という形にしてございますが、この部分で 3,012 万円ほど、このほか今年度 17 年 4 月から実施しております家庭系ごみ収集の有料化、これに伴いまして、昨年度からごみ袋の販売をしてございますので、その部分の手数料として 6,510 万円ほど入ってございます。このほか、平成 16 年 9 月から放課後児童クラブ、これを有料化してございますので、これが 494 万円ほどになりまして、これら合わせますと 1 億 5,000 万円という形になってございます。

高橋委員

それで、今度は歳入の方ですけれども、先ほどからも質問が出ております市税の問題です。直近 5 か年の推移をずっと調べておりました。先ほどもいろいろ出ていましたけれども、特に平成 12 年度と 16 年度とを比較しますと、プラス要素が一つだけ、軽自動車税がプラスになっていて、あとはすべてマイナスということになっております。特に大きいのが市民税、固定資産税ということになっておりますけれども、平成 12 年度と 16 年度の決算を比較して、平成 12 年度、16 年度の差額、幾ら市税が落ちたのか、これをお示しください。

財政部長

総額で現・滞合わせて、平成 12 年度が収入済額が 165 億 8,900 万円でございます。16 年度の決算で見ますと 145 億 3,300 万円ということで、20 億円強減らしたということになっております。

高橋委員

そうですね。収入済額で言いますと、市民税が 12 億円マイナス、固定資産税が 5 億 7,000 万円、非常に大きいなと思います。総体で 20 億円程度落ちている。この 5 年間でそういう状況であります。

もう少し中身を見てもみますと、市民税の個人、それから法人というふうになってはございますけれども、まず均等割、所得割を比較して、12 年度と 16 年度を比較して、どのくらい落ちているか数字わかりますか。

（ 財政 ） 市民税課長

均等割の 12 年度が 1 億 3,800 万円、16 年度が 1 億 5,200 万円ですので、1,400 万円ほど増えているかと思えます。それから、12 年度は所得割約 47 億 4,000 万円ですと、16 年度は 37 億 5,500 万円ということで、9 億 8,400 万円程度、今度はこっちの方が減っているかと思えます。

高橋委員

均等割の方は 16 年度はちょっと上がっていますので、プラスになっているのは非常にわかります。所得割が非常

に落ちているということがはっきりしているわけです。

それから、法人ですけれども、こちらは税割の方で比較するとどのようになりますか。

（財政）市民税課長

法人税割でいきますと、12年度が9億7,200万円、16年度が7億6,200万円ですので、2億1,000万円ほど落ちております。

高橋委員

次に、固定資産税ですけれども、土地それから家屋、それぞれ出ております。これはどのようになっていますか。

（財政）資産税課長

固定資産税につきましては、まず12年度ですけれども、土地が調定額で約20億円、家屋が約41億円、償却資産が約14億円、現年計としては約75億円、それに対して16年度の調定額ですが、土地につきましては約19億円、家屋につきましては約42億円、償却資産につきましては11億円、現年計としては約72億円ということで、現年計で比較しますと、約3億円の減となっております。

高橋委員

土地は若干減って、家屋の方は増えているという状況だと思います。やはり市民税の個人の影響額が非常に大きいと思います。それで、生産人口の減少が大きな原因かなと思っていますけれども、人口年齢の方から角度を変えてみたいと思うのですけれども、通告をしていなかったのですが、平成16年と平成12年の生産人口のそれぞれの数字はわかりますか。

（総務）企画政策室長

ちょっとずれてもよろしいですか。5年刻みで今手元に資料があるものですから、平成11年の数字を見ますと、生産年齢人口は10万1,093名です。それから、16年の生産年齢人口が9万1,460名という数字になっております。

高橋委員

私も調べました。それぞれ1月ですけれども、差が9,581名、約1万人減っているということでございます。

それで、年少人口も非常に減っているということがわかるわけですが、この平成12年と平成16年を比べて、30から34歳がプラスになっているのです。これだけが54歳以下で比較しますと、これはなぜなのかなと思うのですが、理由はわかりますか。

（総務）企画政策室長

経年的にすべて調べているというわけではないのですけれども、平成12年当時にちょうど築港地区が開発された再開発事業の関係で、相当程度あの地域、マイカルを中心にした若年雇用といいますか、一定若い人を対象にした雇用の部分が増えて需要があったということがありますので、その辺の年度で一定その若年の分が増えた理由としては、そこが大きいのではないかなというふうに思っております。

高橋委員

もしできれば、後で詳しく調べていただきたいと思います。

それで、非常に大きいなと思ったのは、15から29歳まで、これが各年度マイナス20パーセントです。それから、45から49歳がマイナス30パーセント、非常に大きい数字だと思います。人口対策が非常に大事ななというふうに思っておりますので、事務執行状況報告書を確認させていただきました。人口対策関係というのが2ページに載っておりますけれども、たった2行です。これは21世紀プランで重点推進プランというわりには、あまりにも雑ぱくかなというふうに思っております。

それで、人口対策として平成16年度行ったもの、これを教えてください。

（総務）企画政策室藤井主幹

事務執行状況で書かせていただいたのは、企画政策室でということございまして、人口対策そのものは各部にまたがっておりますので、私の方で答弁させていただきます。

まず、子育て支援ということでは、保育所の入所円滑化事業ということで、奥沢、真栄、赤岩、それぞれの保育所の定員を合計50名増員しました。これは市立でございます。国の方の次世代育成支援対策推進法に基づく市町村の行動計画の策定が義務づけられていますので、この行動計画を策定するのが16年度、新規に行った事業でございます。

あと、それ以外は、継続として保育所の開設時間の延長、産休明け保育、あと13年度の奥沢、14年度の赤岩での子育て支援センター事業、あと若年者の方の雇用ということでは、就職ガイダンスや企業見学会、しごと説明会などを行っております。あと、定住化の促進ということでは、婚姻による1年以内の新婚世帯の家賃の一部補助ということで、若年層の定住促進の家賃補助というのを応援していく。以上が主な事業でございます。

高橋委員

要望ですけれども、次年度からこの人口対策の欄にもう少し、今の言ったような項目をぜひ載せていただきたいなというふうにお願いをしたいと思います。

（総務）企画政策室長

実は今、うちの主幹の方から申しあげました事業、それぞれ各部にまたがっているものですから、各部の方にはそれぞれ実施事業として記載しております。ただ、これは事務執行状況のつくりの部分もあるのですけれども、例えば人口対策ということでひとつまとめるといいますか、企画政策室のところにもまとめるのがよいのかどうかはちょっとあれなのですけれども、その辺内部でも検討させていただきたいと思っております。

高橋委員

重点推進プランとなっているものですから、2行はないのではないかと私の意見なのです。ですから、その辺を受け止めていただきたいと思っております。

それで、非常に若年者対策が必要だなというふうに思っております

事務事業の執行状況ですけれども、雇用対策で新規学卒者、高校生ですね。この高校生の就職状況について平成16年度の数字を教えてください。

（経済）商業労政課長

16年度ですから、17年3月卒の高校生の就職状況ということですが、最終的なその数字というのが3月卒業ですけれども、6月までトータルしておりまして、今年の6月末の調査が最終データということになります。それで、小樽管内の高校生の卒業者が1,914名です。求職者が363名、求人数、企業数ですけれども753件ございました。そうしまして、最終的に6月末で就職者数が356名ということで、今言いました求職者が363名ですので、就職率は最終的には98.1パーセントになったということになります。ただ、途中経過はいろいろございまして、17年3月卒ですけれども、その時点で見ますと、78パーセントの就職率でございました。そして、今言いました6月では98パーセントになったという状況でございます。

高橋委員

この内訳として、市内若しくは管内、市内でわからなければ管内でいいのですけれども、就職者のうち市内に就職した人数はわかりますか。

（経済）商業労政課長

今、申しあげました就職者数356名のうち、職安の調査でございますので、すべての調査が小樽管内というふうになっておりますので、余市町、仁木町とかが含まれております。その含まれた数字で申し上げますと、小樽管内では全体の356名のうち179名が管内ということで、約半分が管内ということになります。

高橋委員

約半分が管内ということですね。高校生の思いとしては、もし管内若しくは市内に就職先があれば就職したいと思っている方は、どのぐらいいらっしゃいますか。

（経済）商業労政課長

今、言いました求職者数で申し上げますと、363名の中から、その内訳として半分ぐらいが管内に職を求めているということになります。企業の方あるいは学生、高校の卒業生に聞きますと、どちらかという小樽市内に勤めたいと、小樽、この地域が好きなので小樽に勤めたいのだけれどもという方がやはり多いのだなという、そういう実感は持っています。

高橋委員

それで、本市としては、この高校生たちにどういう対策を、平成16年度として就職対策に対しては事業を行ってきたでしょうか。

（経済）商業労政課長

事務執行状況報告書にもございますけれども、雇用対策として続けてきている事業がございます。ただ、今、論議されてきました人口増という部分もございますけれども、雇用というのは企業があって雇用が生まれるという状況ですので、どちらかという今、取り組んでいる雇用対策は高校の卒業生が地元定着してほしいという、そういうことを強く思いながら事業を進めております。

その一つといたしまして、ジョブガイダンスという事業がございます、市内の高校生を集めまして、企業の先輩方と話しをしてもらったり、就職につくための基本的なところを学んだりということで継続してやっております。これが市内の7校の参加を得まして、51名の生徒に集まっておりました。

それから、インターンシップ事業ということで、これは16年度におきましては、公立高校の5校、50名を小樽市役所で迎え入れまして、いろいろな職場で勉強していただいたという事業をしております。当然、市だけでなく、民間の企業にもお願いしております、この集計・統計はございませんけれども、大体300人ぐらいの高校生が市内企業あるいは官庁関係でインターンシップをしているというふうに考えております。

それから、若年労働者就職ガイダンス出前セミナーというのをやっております、16年度におきましては、商業高校と水産高校、それぞれで150人あるいは300人の生徒に、学校に出前しまして、講師を派遣している勉強していただいたということがあります。

それから、企業見学会ということで文字どおりですけれども、市内の工場とか商店とかにバスを借りまして四、五か所回りまして、実地体験といいますか、仕事の現場を見ると、そういったことを先生も含めて生徒を集めて行っております。

そういった事業を継続的に実施しているということでございます。

高橋委員

定住対策について

もう一点、定住対策について、これは通告していなかったのですが、昨年度の実績をお知らせください。

（建設）庶務課長

若年者定住促進家賃補助ということで、平成16年度は15件の新規の対象世帯がございました。

高橋委員

そういう形でいろいろと人口対策はやられているということですが、なかなか進んでいかないというのが現状かなと。非常に大きい重い課題だということで、重点プログラムにも入っているのかなと思っています。

先ほどの市税に戻りますけれども、結局、人口が横ばいではなくて下がってきているという状況、それから、それに伴って景気の部分もありますけれども、市民税の個人、法人も下がってきていると。市税全体でいけば、5年

間で20億円ですから、年間約4億円ずつくらい下がってきているという状況になろうかと思えます。そういう中で、なおかつ地方交付税も削られてくるとなると、財政再建推進プランというのが非常に厳しいのかなと、これが率直な感想ですけれども、この16年度の決算を受けて、財政再建推進プラン、どのように見直しをしていくかというか、中身を見ていくかという見解を最後に伺いたいと思えます。

財政部長

今、再建プランについては、いろいろ市長のヒアリングだとかを含めて重要課題の順次、整理をしているところでございます。今年の3月にプランの柱の部分を提示いたしました際には、18年度以降の歳入については市税・交付税、これを17年度の予算ベースで置いてあるわけでございますけれども、既に17年度の普通交付税、これがもう既に4億円余り予算から見て落ちてきていると。それから、委員からもお話がございましたように、16年度の税収が15年度から比べて4億数千円、5億円というベースで落ちてきているということを考えますと、この歳入の部分については、今の状況では、ある程度考え方をひとつ持たなければならないかなというふうには思っているのです。

ただ、税制改正の関係で、三位一体とも絡みますけれども、定率減税の廃止、それから所得税から住民税の所得割にそれを移譲するという、この一体的な形が恐らく19年度から住民税についてもなされるだろうというようなこともございまして、その辺のところは今の段階では少し見えません。これは、年が明けた恐らく国のベースでの通常国会の中で、基本的な部分が示されてくるのかなというようなことがございますので、現時点で歳入をどうするか、見直すかどうかということについては、まだ保留の状態です。ただ、厳しいということは先ほど申し述べたとおりでございます。

一方、歳出につきましても、平成16年度の4月1日から相当の見直しをさせていただいておりますし、17年4月1日からは使用料についても20年ぶりの改定をさせていただいたということで、市民の皆様への御負担も相当お願いしている現状でございます。

一方また、職員の給与費についても16年度3パーセント、本年度5パーセント、来年度7パーセント上限の中で進めているわけでございますけれども、その辺の人員費とそれから進めております事務事業のさらなる見直し、そういうところ辺でどれくらい出てくるのか、その辺を今やっている最中でございますので、相当の事務事業の見直しでは聖域なくということで改めてやっておりますけれども、相当のことをしなければ、これはなかなか均衡ある予算の編成というのは非常に厳しい状況がございますけれども、何とかその辺の見合いをうまくとって、すぐには単年度の黒字はもちろんございませぬ。平成21年度にということで予定しておりますけれども、それも厳しいかもしれませぬけれども、何とか今頑張っただけその見直しを進めて、1年でも早い単年度の黒字を目指すというような格好をつくっていかねばならないと思っておりますけれども、国の動向などもございますので、いましばらく時間がかかるかなというような感じでございます。

高橋委員

私は終わります。

秋山委員

国民健康保険事業について

国民健康保険事業について伺います。

決算説明書の4ページのところにありますけれども、この事業運営は実質累積収支不足額約32億円と金額を書いておりますが、大変厳しい財政状況の下で、この三つの事業の推進に努めたところでありましてということで、保険料収納率向上対策、医療費適正化対策、各種保険事業の推進、これを230ページ、231ページに基づいて伺いをしたいと思います。

大まかに230ページでいくと、2段目のところかなと思うのですが、保険料収納率向上特別対策事業費とし

て上がっております。この事業をまず教えてください。一遍に三つの事業をお知らせください。

（市民）和泉主幹

収納率向上対策ということですが、集金を担当する特別徴収員の報酬、それと職員の時間外が主なものです。具体的にどのようなことをやっているのかということですが、納付約束等をできたものを確実に徴収していただくと。それから、職員の時間外ということでは、まだ接触できていなかったり、連絡のついていないところには、訪問して納付をいただくと、こういうのが主な収納率向上対策の中身です。ほかにもさまざま細かいことがございますが、そういうようなのが主なものです。

秋山委員

そうしたら、ここに特別徴収員報酬ということで金額が載っておりますけれども、何名いらっしゃるって、勤務体制はどのようになっておられるのでしょうか。

（市民）和泉主幹

集金を担当する特別徴収員は、女性の方14名でございます。それから、そのほかに滞納整理員ということで男性3名がおります。それぞれの勤務ですが、特別徴収員はフレックスタイムの中で自宅から集金して、そして、最低週に1度、それから必要に応じて随時本庁と連絡をとりながらやっていくということです。それから、滞納整理員は、現在、新たに発生、初めて滞納しているというか、ついうっかり忘れてしまうような方たちに滞納にならないように早期に電話をかけようということで対応しております。これは市役所に来ていただいて、そこで電話がけをしております。

秋山委員

そこで、口座振替等事務経費というのがあるのですけれども、口座振替を勧めても歩いていらっしゃるのでしょうか。

（市民）和泉主幹

口座振替の勧め方ということでは、来庁された方は窓口等での手続の方法もありますし、それからここでいっている主なものについては、前年滞納のない方につきましては、ダイレクトメールを送って口座利用をしていただけませんかというような案内文を差し上げて利用を促しております。

秋山委員

現在、口座振替状況、一般被保険者、高齢者、退職者、それぞれの保険者に対して何パーセントぐらいになっているのでしょうか。

（市民）和泉主幹

一般・退職という区別はしておりませんが、16年末で交付世帯数の55.93パーセントの方に利用していただいております。

秋山委員

そうしたら、残りの家庭に特別徴収員が徴収に歩いているという形になっているのでしょうか。

（市民）和泉主幹

特別徴収員が集金している世帯というのは、基本的には満額になっていない方とか、国保料は実は10回払いですが、12回で払いたいとか、そういうようなことでの場合、それから、これは私どもの方から納付義務者をお願いするのですが、せっかく約束していただいても、また次忘れたり、ついつい忘れてしまっている方については、確実な納付をお願いするというので、集金をさせていただきたいということをお願いした世帯が多くなっております。

秋山委員

次の医療費適正化特別対策事業費としての内容は、どんなものがあるのでしょうか。

（市民）保険年金課長

医療費適正化特別対策事業費のほとんどにつきましては、レセプト点検にかかわるものでございます。現在、大体内に病院なり薬局なり、そのような形のものが国保連から一応審査を通りまして、私どもに持ってくるのが月に 10 万枚でございます。そのうち、現在、保険年金課の方に嘱託員を 6 名雇用いたしまして、その嘱託報酬なのですが、そのこの部分の嘱託を雇って国保連からきたレセプトを再度点検、例えばこの病気に対してこの薬品を使っているのかどうか、あと回数が基準を超えていないかどうか、そのような形のものをチェックしております。

それで、もう一点が、事業者、病院などへのけん制の意味もあるかなと思っているのですが、嘱託員だけでなく、レセプト点検を専門にしている業者、その方に点検していただいております。それで、14 年度、15 年度というような形につきましては、試行で行ったのですが、効果が認められるということで、16 年度は完全にというか、引き続き実施した、この経費が主なものでございます。

秋山委員

そうしたら、次の保健事業推進事業費の中の総合健康指導事業とスポーツ振興支援事業、被保険者啓発等経費という部分を説明してください。

（市民）保険年金課長

本来、保険制度というのは、例えば被保険者の方が病気をしたりけがをしたと、そのような者に対して保険給付を行うものがあれなのですが、平成 6 年の国保法改正によりまして、けがをする前の予防が非常に重要でないかという考え方が出されまして、これは市が保険者になっているわけですが、被保険者の健康保持・増進のために事業の実施に努めなさいと、こういうような形の法律が改正がされまして、保健事業をとり行っております。

それで、今質問のありました総合健康指導事業、この事業につきましては、14、15、16 年と 3 か年取り組んでいる事業で、被保険者の方にアンケート用紙を送りまして、その回答をいただきまして、それをコンピュータにかけて自分の健康状態がどうなのかと、そのようなものの結果を出していただきまして、それを被保険者の方にお送りしたと。ただ、これにつきましては、私どもは専門知識がないもので、委託業者の方をお願いした経過の経費でございます。

それと、スポーツ振興支援事業につきましては、保健事業はなかなか国保だけでやる事業でないもので、一応保健所とか社会教育、あとは福祉、そのようなものと連携をとりながらさせていただいている事業がございます。それで、このスポーツ振興事業につきましては、生涯スポーツ課で行っております学校開放事業だとか、市民体育大会、そういうような経費の部分の国保加入割合、その部分だけを国保の方で負担させていただきまして、負担金というように形でそちらの方の担当部署の方に経常支出でお願いしているような事業でございます。

そして、被保険者啓発事業、これは大きく分けますと広報関係の事業、あとそれと例えばこの国保自体の事業を皆さんに周知する、例えば健康セミナーとかそういうふうな事業とか、あとは国保だより、おたるの国保、それと国保新聞、そのようなものを発行している経緯でございます。

秋山委員

次に、226 ページに移りまして、保険料についてお伺いしたいのですけれども、ここに保険料の中に一般被保険者国民健康保険料と退職被保険者国民健康保険料とありますが、その違いについて教えてください。

（市民）保険年金課長

国民健康保険につきましては、例えばサラリーマンの方とか、私たちもそうなのですが、共済組合に入っている者、こういうふうに職場の健康保険に加入している方と生活保護を受けている方、こういうふうな方を除きまして、すべての人が国民健康保険に入ることになっております。ただ、退職者医療につきましては、通常現役時代というのですか、会社に勤めているときは、会社の方に保険料を納めていて、そしてある程度の収入があると、そういうふうな形の方が会社を定年なさって、今度国保に入る時点では収入の方も下がると。そして、医療費的には今度は

わりと病院にかかる率が高くなると、そのような部分がありましたもので、退職の方につきましては、昭和59年にそのような不合理というものがありますもので、その部分を是正しまして、対象者としましては厚生年金とか各種共済組合、そのような老齢年金を受けることができる人、その加入期間が20年以上ある又は40歳以上で10年以上ある、このような方は退職者というような形の部分で新たにつくって、ここの部分で加入させております。それ以外のものにつきまして、一般というような形で扱ってございます。

秋山委員

それで、ここの保険料の収入率なのですけれども、一般被保険者は収入率で言えば92.05パーセントに対してマイナスの状況、介護保険の方ですか、ここに二つあるのですけれども、医療給付費と介護納付金、なぜここ二つに分かれているのかという部分と、今、あわせたところをまず教えてください。

（市民）保険年金課長

医療というのは従来から言っています国民健康保険料の部分でして、平成12年に介護の制度ができました。それで、その介護保険制度ができたときに、40歳から64歳までの第2号被保険者、その方につきましては個々を取るのではなくて、国保の加入者については国保、共済の加入者について共済の方から、それぞれの部分で健康保険料と一緒に取ると、そのような形の仕組みになってございまして、その部分で2号被保険者の小樽市の納付金額分、これが国の方から、ある程度人数なり、金額なり、全国レベルの部分で数字が来ますので、その分を計上させていただいている部分でございます。

秋山委員

それで、なぜこのように収入率に違いが出るのかなというのが不思議なのですけれども、ここの部分はどのようなでしょうか。

（市民）保険年金課長

一般分と退職分でかなり現年度分で差が出てくるのですが、退職者医療の分につきましては、ある程度、年金生活者の部分なもので、わりと金額的にももらっている金額に近い部分があるのかなと。やはり医療費の部分につきましては、一般の部分につきましては、先ほども言いましたように、退職者医療を除いた分になりますもので、その部分では、それぞれの収入なり、そういうような形の部分が少なくなって、そこら辺の部分で保険料の納付の分が厳しい部分があるのかなと、このようなことで考えてございます。

秋山委員

それは、きっと退職被保険料の方かと思うのですけれども、一般の方で医療給付費分と介護納付金分で、収入率が92.05パーセントと86.84パーセントとで違いが出てきているという部分がわからなかった。

市民部次長

一般分も退職分もそうなのですけれども、医療分と介護分では収入率に差が出てくると。それは先ほど話しましたけれども、介護2号被保険者というのは40歳から64歳までなのですけれども、全体の収入率は年齢構成別で分析しますと、この年代がちょうど収入率が下がっております。それは、ちょうど例えば子育て世代であるとか、お金のかかる世代ということもあると思うのです。収入率は年齢が高いほど収入率が高いのですけれども、医療分といいますと、全体ですので、高齢者が多いわけですから収入率が高いのですけれども、介護分の40歳から64歳までに限定すると、全体の率に比べると低くなっているということでございます。

それから、いわゆる介護保険制度に対する理解度、それから医療保険の方が滞納整理の交渉している中では利用料がどうしてもかかってしまうから払いますと。介護の方はこれから先といいですか、若い方はまだまだ介護に対する緊急度がないということで、介護分の収入率は低いという形になっております。

秋山委員

5ページに戻りますけれども、5ページの2行目に特別調整交付金というのがありまして、2億7,000万円の交付

があっとうんぬんというふうに書かれております。何年ごろからこの交付がなされたのか。また、経営努力分とありますけれども、交付金のしくみを説明ください。また、どういう状況になった場合に切られるのか。小樽市の見通しも含めて説明ください。

（市民）保険年金課長

何年からの部分は、ちょっと今すぐ。

（「わかる範囲で結構です」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、特別調整交付金制度自体は、例えば震災とか風水害とか火災、そのような特別な事情がある場合に、画一的な特定方法では措置できないと、そのような形の部分を国の方で具体的な部分としましては、9項目ほど列記しておりまして、そしてその中で交付しております。ただ、ちょっとさっき言い忘れたのですが、その調整交付金制度につきましては、特別な部分は特別調整交付金と、そして、ごく一般的には普通調整交付金と、このような形で分かれていまして、特別調整交付金につきましては、先ほど言いましたように、画一的な方法でできないものに対してやっております。それで、特別調整交付金の特々調の部分につきましては、昭和63年にされております。

秋山委員

交付金の説明はわかりました。

そうしたら、ここでもう一つ聞いたのは、どういう状態になったときに打ち切られるのか。また、小樽市の現状を通して見通しはどうかという部分です。

（市民）保険年金課長

申しわけございません。この特々調につきましては、かなり複雑な制度になってございまして、一応申請自体が北海道なりの方から推薦をいただくと。それで内容的には、例えばその自治体が保険料の収納に対してある程度取組がどうなのかとか、あと保健事業に対する取組がどうなのかとか、あと安定化計画の取組がどうなのかとか、そのようないろいろな観点を網羅しまして決定されるような形になってございます。ただ、今も言いましたように、この部分はすべて北海道から推薦がなければ、国の方で決定するというような一応仕組みになっておりますもので、とりあえず北海道の方に推薦をいただかなければならないというような形の中でありまして、今も言いましたが、いろいろ項目があります。そのものはとりあえず申請してみなければ、これからの部分が北海道の部分で該当というか、とりあえず上げてやれるか、どのような形になるのか、そのような形でやる部分なもので、その時点時点になってみなければわからないのが実態でございます。

市民部次長

この特々調というのは、特別調整交付金の中でもさらに特別な交付金ということなので、各保険者の経営努力を判断基準としております。実際の交付につきましては12月末なのですけれども、財務、厚生労働、総務の3大臣の協議によりまして、全国の市町村のどこにどれだけ交付をするかという協議がされます。どうしたらなくなるのかということなのですけれども、経営努力がなっていないと評価されますとなくなるわけなのですけれども、例えばきちんと赤字を出さないで健全経営をしているとか、指定の保険料をきちんと出しているとか、先ほどの収納率の向上を達成していると、又は保健事業の効果が現れていると。それらの実績を国の方で判断しまして交付されるということなのですけれども、その辺の努力が足りなければカットされるということになります。

秋山委員

ということは、今なされている三つの事業を真剣に推進し続けていく限り可能性は高いのかどうかはクエスチョンではありますが、それでは16年度はこの特別調整交付金が入った部分と保険料が約4,700万円の増収になったということで、一応単年度は黒字になったというふうに見てよろしいのでしょうか。

（市民）保険年金課長

最終的に、差引き金額の単年度の収支を見ますと、8 億 9,000 万円ほど黒字になっておりますが、その中では前年度からの繰越しが 5 億円ほどありますもので、実質的な部分では 3 億円ほどだと。ただ、その金額の部分を見ますと、委員がおっしゃいましたような形、特々調の 2 億 7,300 万円と保険料の増収、そこら辺の要素が大きいのかなというふうに考えております。

秋山委員

それで、要するに隠れている約 32 億円の借入金、実質累積収支不足額という部分を特別会計の収支でいくら探してもわからなかったのですけれども、どの部分に記載されているのかをお示し願います。

（市民）保険年金課長

今の借入金の部分でございますが、収支不足、従来からこれはありましたもので、会計的には新年度に入りまして、新年度のお金を借りまして旧年度借りている部分を返すと、そのような形になってございます。

それで、今、委員のお話の部分は、歳出の部分の諸支出金、234 ページの部分の一般会計借入金償還金、この項目の決算額が 33 億 6,600 万円ほどになってございます。ただ、この数字につきましては、当初借り入れた金額が 32 億 8,000 万円ほどでございました。ただ、年度途中で繰越金を財源といたしまして補正を組みまして、繰上償還を 8,600 万円ほどしておりますので、歳出としましては 33 億 6,600 万円ほどの金額になってございます。したがって、累積収支の部分につきましては、32 億 8,000 万円あった部分が、8,600 万円ほど返しておりますので、31 億 9,400 万円、ちょっと財政的には改善されたのかなと、このように考えてございます。

秋山委員

そのように説明書ではなっているのですけれども、数字的に上がってこないという部分の理由というのはどういふ。ということは、残高、だから残り 31 億円余りあるのです。残っている。

その部分が数字上に現れてこないのはなぜかなという。

（市民）保険年金課長

その部分につきましては、31 億 9,400 万円、これにつきましては 17 年度予算の方に計上されるような形になります。したがって、今回の委員がおっしゃいました 32 億円ほどの数字なのですが、そこにつきましては、歳入の一般会計からの借入金、ここの中で 32 億円の計上、228 ページです。228 ページの 32 億 8,000 万円、それが実際借り入れている金額でございます。ただ、先ほども言いましたように、本来は同額がその数字になるのですが、16 年度につきましては補正予算で 8,600 万円ほど支出をしたと。一般会計に返す形、国保から支出した形になるのです。したがって、その 32 億 8,000 万円に 8,600 万円ほどのプラスになった、さっきの諸支出金の部分の 33 億円、この数字になったと、このような形になってございます。

秋山委員

後でまたゆっくり教えてもらいたいと思います。

最後に、保険料が高いという声がありますけれども、その高くなるという理由をどのようにとらえられておりますか。

（市民）保険年金課長

保険料につきましては、これも介護保険と同じなのですが、払った費用から国庫負担なりを除いた部分、そしてその部分を加入者の数で割ると、収納率とか微妙な部分はあるのですが、大まかに言いますと、そのかかった費用から国の負担金だとか、道負担金だとか、そのようなものを除いて、あとの部分を加入者で割ると。それで保険料を出すような形になってございます。ただ、小樽の場合は、先日、国保加入者の方に配布させていただいたのですが、国保だよりの中に書いておりますように、医療費の部分につきましては、主要 10 市の中では一番のランクになってございます。ただ、言いましたように本来は給付費がかかっていますので、お年寄りの数とか加入者の人数

によっても若干違うのですが、本来的にはかなり高い保険料にならなければならないと。そのような中なのですが、小樽の場合はそれに見合った保険料、先ほども言いましたように、特々調が後ほど入ってくるだとか、そういうような形の部分だとかがありますもので、そこら辺の部分を含めまして、保険料につきましては、全道の中では 5 番目、中位ぐらい、だから決して小樽市の保険料は全道の 10 市の中で高いランクにはなっていないのかなと、そのような形では考えてございます。

秋山委員

小樽市の場合、高齢者の率が高い。年々この傾向性は下らないと思うのです。そういう中で、医療費の削減という部分も大事な視点かなというふうに考えます。さっきの国保だよりを見ても、広報を見ても、時々は載っておりますけれども、この部分をもう少し市民に理解していただくという点もどうかというふうに考えるのですけれども、この点はいかがでしょうか。

（市民）保険年金課長

確かに委員がおっしゃいましたように、医療費の部分を抑えるには、かかるよりもまず予防的な部分が非常に重要なのだと。そのような中で、私どもも保健事業もいろいろと啓発なり、健康セミナーなり、そういうふうな形で取り組んでおります。ただ、国の方でも今問題になっています生活習慣病、これを何とか押さえようという形の部分で、平成 20 年に医療保険制度の改正がございますので、それに向けていろいろと考えているようでございます。私どもも、ただ先ほども言いましたように、国保だけの部分ではないもので、保健所なり福祉部と、そういうようなものと一緒に手を取り合いながら、何とか医療費を少なくすることによって保険料の上がり幅、そういうふうなものを抑えていきたいなと、そのように考えて一生懸命取り組んでまいりたいと考えてございます。

秋山委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 15 分

再開 午後 4 時 35 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

大島委員

初めに、港湾部にお尋ねいたします。

ソーラス条約について

ソーラス条約で港にテロ防止対策の名の下に金網が張りめぐらされて、今日に至っているわけですが、これは国の補助金はどれくらいあったのでしょうか。その辺について教えてください。

（港湾）事業計画課長

国有港湾施設であります岸壁につきましては、3分の2補助が入っておりますし、小樽市が管理しております岸壁については、60パーセントの補助でございます。

大島委員

金額的には。

（港湾）港湾振興室長

全体の金額は、事業費で 3 億 6,200 万円でございます。そのうち国庫補助分が 2 億 4,000 万円、市の負担分が 1 億 2,200 万円、それについては起債で手当てしております。

大島委員

先日の予算特別委員会でも質疑がありましたけれども、金網が破られたということで話を聞きますと、3 回といいますか、破られていたということですが、ここに今その事業の中で監視カメラが設置されていると、そのように思っておりますけれども、この監視カメラは何か所設置されているのですか。そして、その監視カメラに映る範囲というのはどの程度までなのか。例えば船が着く、接岸する場所で死角になる部分があるのかないのか、この点について教えてください。

（港湾）企画振興課長

監視カメラにつきましては、現在コンテナヤードのみに 3 基設置されておりまして、そちらのヤードについては死角のないように補足をしている状態です。勝納ふ頭については設置されてございません。

大島委員

そうすると、監視カメラはコンテナヤードだけということですか。港の関係者に聞きますと、各船の着く場所には監視カメラはあるやに聞いていたのですけれども、これはそうすると間違いなのですね。

（港湾）事業計画課長

国から示されました保安対策のガイドラインというのがございますけれども、その中ではコンテナを取り扱う岸壁は必ずカメラをつけなければならないということになってございますので、小樽港でも港町ふ頭の 2 番岸壁に設置してございます。ただ、ほかの官庁が所管するカメラが港内にも設置されているというふうに聞いてございます。

大島委員

そうすると、こちらは 1 か所だけでも、ほかの官庁が設置しているところがあるというふうなお答えですね。それはいいのですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、この金網を破られたときのモニターテープと申しますが、例えば最近ではコンビニでもどこでも街角でも監視カメラが防犯に非常に力を発揮し、また事件があったときには犯人逮捕の非常に役に立つということで、モニターテレビと申しますが、カメラとそのモニターテレビ、例えば録音になっているかどうか分かりませんが、そういうものが普通は設置されているのですけれども、この金網が破られたときには、それらのものはどのような状況だったのか。そしてまた、金網が破られて発見されたのは、どのような状況の中で発見されたのか、お聞かせください。

（港湾）港湾振興室長

勝納ふ頭には、港湾管理者が設置するカメラがございまして、ほかの官庁が設置したカメラ、それがどのような状況になっていたかというのは、そこまで把握はしておりません。あと、どんなような状況かでございますが、それにつきましては、シャーシのタイヤ交換をしようとした際に金網が破られていたというのを発見したということで通報されたというふうに聞いております。

大島委員

そうすると、あそこは夜間パトロール、機械警備もありますし、立しようもございまして。そしてまた、今言うように、小樽市は一つだけでも、他の官庁がつけたものがあるということになれば、例えばタイヤ交換のときに見つけたのではなくて、それらのものが正常に活動をしていれば、あるいはまた破っている状況なども、把握・発見できたのではないだろうかと思っておりますけれども、そうすると監視カメラは役に立っていなかったのかな。その辺はどうなのですか。

また、夜間の巡回警備をしているということでございますけれども、これは民間にお願いしているわけですが、これらの方はどの程度のパトロールをしているのか。恐らくあれだけ広いところですから、歩いては当然無理だと私も思います。そうすると、車でずっと行っただけではわからないのは、これは当然だと思いますし、またトラックの陰ということになれば、これもまた非常に警備そのものに問題があるのではないのかなと、そのように私は思っているのですけれども、この点についてはモニターテレビが稼働していたのかどうか、その辺については答弁できますか。

（港湾）港湾振興室長

これにつきましては、他の機関のカメラなものですから、私どもの方で正常に稼働していたかどうかという確認はできないと考えています。

大島委員

テロ防止対策ということですから、これはやはり監視体制をきちんとしていただかなければ、金網を破れられても、今回はタイヤうんぬんということですが、これももし人為的なことであれば、これは監視体制そのものに私は問題があるのかなと。他の官庁であれば、モニターテレビをまた巻き戻して、そういう状況を把握できるような体制をとっていただかなければ、せっかく市民を締め出したあの金網が何の役にも立たないようであれば困るなど思っております。これは答弁よろしいです。

外国船での犬問題について

それから次に、保健所と港湾部もちょっと関連があると思っておりますけれども、保健所にお尋ねいたしますけれども、ロシア船の犬なのですけれども、犬は船の守り神だということで、漁船も含めて犬も海外に金網が張られる前は、いぶんいたというような話も聞いていました。しかし、最近はあまり見えないということでございます。ところが、長橋にございます保健所の犬管理所、保留所といいますか、そこに行きましたら、先日動物好きな方がいまして、大島さんちょっと見てほしいということで、実は長橋の保留所を御案内いただきました。前もって連絡をしておりましたので、中に入ることができたのですけれども、その管理人のお話を聞きますとロシアの犬なのだ。2匹おりました。これはふ頭で捕獲したと。そしてまた、私を案内された方が1頭をもらい受けて育てております。

今、何を言いたいかといいますと、結局は文化も違います。そういうところで、ロシア船からおりる犬というのは首輪はしていないそうです。だから、せめてお話を聞きましたら、船から一緒におりることはもう禁止されているのですよと、そういうことを言われておりました。その方いわく、ロシア語で中に立て看板を立ててもらえないだろうか。そうすると、このように捕獲されて連れていかれるということをいづらか防止できるのではないだろうか。そして、近隣の方のお話を聞きますと、船はずいぶん出港の時間の最後の最後まで犬を探しているそうです。そしてまた、例えば捕獲されて長橋に1週間なら1週間いるわけですから、そうしたらそのわかるような連絡先を何とか関係者の皆さんの力でしてもらえないだろうかというのが、今回の犬の質問の趣旨でございますが、いかがですか。

（保健所）生活衛生課長

ロシア船の犬の問題につきましては、私どもも週に二、三回パトロールして実態を確認しております。最近少なかったのですけれども、10日ほど前、委員が見られた犬について捕獲されたと確認しております。委員が今おっしゃっているとおり、動物は検疫を受けずに船からおろしてはいけないということになっております。動物検疫所の方では、各船長に対して、それぞれの文言が入ったチラシを配っていると聞いております。

いずれにいたしましても、実態として、ふ頭の方でロシアの犬らしい犬が放れているということでございますので、看板の設置、ロシア語で犬を放してはいけません。そして、放していたら捕獲されますよというふうな旨の表示ですとか、あとは万が一なくなったときには、市の保健所の方にお尋ねくださいというようなチラシというようなものについては、検討してまいりたいと思います。この辺につきましては、動物検疫所、また港湾部含めて関

係部署の方と協議の上、検討してまいりたいと思います。

大畠委員

それで、続いて保健所にお尋ねしますが、実はそんなことで長橋の犬の保管所に行ってみました。あそこはもともと殺場があったところですから、その上部になりますから、と殺場ということで我々若いときからその通りということで承知していたのです。行ってみまして、ちょっとやはり一歩進んで足を入れたくないなというような気持ちでございました。それで、また中を見まして、捕獲されて収容されている犬も 4 頭か 5 頭いました。飼うのは大体 1 週間ぐらいだと。ところが、その隣に慰霊碑がございます。この事務執行状況報告書を見ましても、16 年度はあそこで 657 件、焼却しているわけです。そうすると、お話によりますと、あそこにある慰霊碑は獣医の関係の方々が生かしたもので、小樽市のもものではございませんということでしたが、実は札幌はどうなのだろうと思ひまして、木曜日かな、札幌の北区篠路にあります札幌動物管理センターに行ってみました。こんなに違うものかと思ひてびっくりして帰ってきたのです。これは心が和みますよ。広大な敷地、芝生、ここには市の職員が 1 人と獣医、そしてそれは民間に委託をしております 3 人の方々、そして何メートルでしょうか、2 車線、3 車線かの道路のすぐ横ということで、非常に本当に愛犬を亡くされた方は、あそこにもいつでも行ける。そしてまた、収容施設も見てきました。まさしくワンルームマンションです。ガラス張りの中に入れる犬の頭数によって、その壁が移動するのです。これは素晴らしいです。皆さんの中にも動物好きな方がいると思いますので、国道 337 号を走りますと近いですから、ぜひ見学していただきたいなと。ここもやはり 1 週間だそうです。ところが、お聞きしましたら、高いお金を出して買った犬、それらがずらりといるのです。それは養えない、飼うことができないからといって送ってきた。本当に、そしてまた、小樽市でもやっておりますけれども、飼い主探し、これらもいただいた資料を見ますと、ばく大な数の飼い主が新たに見つっております。そしてまた、訪問自由ですから、わりあいと飼いたいということになれば、譲ってくれるのだそうです、それなりの手続が必要なのでしょうけれども。

それで保健所に尋ねるのですけれども、今ある敷地は確かに山の中の引込んだところで人目につきづらいところ、だけれどもここを獣医の関係者の慰霊碑だということになれば、もっと市民に開放できるような場所にしたいなというふうに札幌のを見まして思ひて帰ってきたのですけれども、本当に素晴らしい施設でございますので、その辺のことについてはいかがでしょうか。

（保健所）生活衛生課長

確かに長橋にあります犬管理所、こちらの方は札幌のような開かれた平野の中にある部分と違ひまして、かなり高い木に囲まれた、ちょっと薄暗いような雰囲気がございます。ただ、動物慰霊碑の場所につきましては、道路からすぐ中、敷地内なのですけれども、いつも市民が訪れることができる場所がございますので、手狭で、かつちょっと雰囲気的にあまりよくないのですけれども、草刈りやなにかですとか、あとの駐車場の部分の環境整備ですとか、そこら辺のところを獣医師会の方と相談しまして、その上でできることをやっていきたいと、そのように考えます。

大畠委員

市の職員がやるのではなくて、ボランティアを募れば必ず喜んで来てくれる方がいると思いますので、これはもう獣医の関係者と十分相談をして、何とか実現できるようにしていただきたいと要望いたします。

身体障害者福祉施設の支援費について

私の質問の最後になりますけれども、決算説明書の民生費の中で 120 ページの中で身体障害者福祉費ということで 5 億 7,200 万円ほどの予算が計上され、5 億 2,600 万円の支出済額が載っておりますけれども、この中でそれぞれの施設、身体障害者、小樽には「あさりファミリア」というのが 1 か所ございますけれども、ここに入所している小樽市民の方には、小樽市から支援費といいますが、それらが出ていると思いますけれども、それらはこのページではどこに該当するのか、お聞かせください。

（福祉）地域福祉課長

今、お尋ねのあさりファミリアでございますけれども、ページで言いますと121ページ、中段からちょっと下の方になりますけれども、施設訓練等支援費であります。それと、その1段下なのですけれども、居宅生活支援費、これのうちのデイサービスと、それから次に122ページになりますけれども、上から2行目です、短期入所、ここに数字が含まれております。

大島委員

金額としては、あそこにはどのぐらいの金額がいつているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

申しわけございません。今、手持ちの資料がございませんので、これは施設が数多いものですから、合計されたもので。

大島委員

それでは、後ほどで結構です。これで私は終わります。

森井委員

よろしく申し上げます。

「財政の概況」に即して質問をさせていただきます。

15年度と16年度の財政的な違いについて

1点目は、今回、昭和52年度以来の27年ぶりの赤字決算ということですが、改めてこちらの予算収支の状況を見させてもらって、財源対策という言葉に当てはまるのかどうか分からないのですが、減債基金の取崩しであったりとか、他会計からの繰入れとか、そういうようなことというのは、この資料から見ても10年前から行われていて、たぶんその前からもそういう状況だったのではないかと、つまり経営という観点から考えると、赤字体質がぬぐい取りきれていない現状が昔からあったのではないかなと思っています。その中で、現在、山田市政の下で少しずつその改善をしていこうというふうには考えられていると思うのですが、まず1点目として、その後の内容としてなのですが、昨年度と今年度とまず何か大きな違い等があれば、お答え願えればと思います。

（財政）財政課長

平成15年度と16年度で最も大きな違いというのは、国の地方交付税と臨時財政対策債、これの金額だと思います。この影響額は15年度と16年度で比べますと13億3,500万円ほどになりまして、これがそっくり結果として16年度の赤字がこれに反映しているのではないかと、そういうことは言えると思います。

森井委員

先ほど高橋委員からの質問の中で、財政部長も来年の見通しとしてということでお話もありましたけれども、結果的に現在は国の状況に完全に小樽市は左右されている状況なのかなと思います。実際に、財政の概況の11ページ等では、市債そのものは今後の元利償還額は年々減少するというような話もありますが、実際に他会計からの借入れが3ページにありますけれども、13億5,000万円、つまりは決して減っている現状ではないという事実そのものはやはりあるのかなと思います。しかしながら、財政調整基金も減債基金も現在ゼロという状況の中で、来年に向けて乗り越えていかなければいけない。つまりは国の状況を待ってられないのではないかなと思っています。その中で今回16年度に伴って、まず財政効果というか、削減効果というか、改めてですけれども、それがどれぐらいだったのかということをお教えいただけますでしょうか。

（財政）笠原主幹

先ほど高橋委員の方に答弁申し上げましたけれども、財政再建推進プラン、当初計画しております16年度の効果15億1,000万円、これに対しまして、16年度決算での比較でいきますと4億円上回る19億1,000万円、これが政策

課題を含めた中での財政効果ということでございます。

森井委員

実際に今小樽市として自分たちで左右できるお金というのは、つまりはこの財政健全化で削減された19億円になるのかなというふうに自分は思っています。現状この削減効果を出して削減した費用というのは、どこに賄われているのか、わかる範囲でいいのですが、教えていただけますか。

（財政）財政課長

私どもの状況、16年度当初予算で19億円の赤字から始まっておりますので、その削減した金額をほかの事業に積極的に振り向けるということではなくて、今16年度組んだぎりぎりの予算を執行する中で、その赤字額を減らす、そういうことになっている、そういうことでございます。

森井委員

現状ですが、はっきり言えば太刀打ちできないようなこの現状だとは思うのですけれども、地方交付税等の削減、市税も削減、その中で結果的に市職員の給与等削減などで対応するしかない現状だとは思うのですが、今のその話をどうやって聞いても、一般的に負のスパイラルではないですが、陥り続けているというか、結局規模も縮小し続けるしかない、そういうような状況に陥ってしまって、それを打開できないような現状ではないかなというふうに思います。先ほども言いましたが、財政削減効果でねん出したそのお金をどう使うかということが、とても重要なのではないかなと自分は思っています。今年度、16年度が19億円、その前が15億円、例えば計34億円ですけれども、これが赤字補てんだけに充てられているというのは、次の何かしらの策が何も見えてこない、自分はそのように思っています。実際に新たに大きな収入を得るといのは相当難しいことですから、皆さんが身を削ってというか、又は市民の方々に負担を強いて得たこの何かしらのお金で、市としてこの状況を乗り越えるための手だてというものを自分は考えていかなければいけないのではないかなと思うのですが、財政の方からできれば今のことに関しての何かしらの答弁をいただければと思います。

（財政）財政課長

16年度がそういう状況でございました。今、17年度財政再建推進プランを実行するに当たって、いろいろな見直しを考えているわけですが、その中には、例えば今は投資して、将来のランニングコストを削減するとか、使途が減るのではないかとか、そういうことも今検討しております。また、17年度予算においては、少ない金額ですが、ソフト的な部分で市民の参加をいただけるような事業、そういうものも少しずつ入れて、それが結果的に市の負担を減らすような方向にいけばなど、そういう事業も少しずつ始めているところです。

森井委員

予算特別委員会の範囲とかになると思いますので、あまりこの場ではと思うのですけれども、この財政状況を取りきれるかどうかというのは、先ほど言ったその金額そのものをどのようなことに充てていくか、それを自分としては自分なりのアイデアというのが相当少ないですから、議員側からももちろんそうですけれども、市職員や市民からどれだけのそういう情報を得られるかということが重要だと思っています。

その中でやはりそのお金を一部でも充てられるかどうかというふうに考えられる範囲というのは、自分は市職員がこれからさらに200パーセント、300パーセント頑張らなければいけなくなってくるわけですから、みずからの自分たちの能力を高めるためにお金を充てる。あとは、これはこの間の一般質問でもさせていただきましたけれども、できれば市民の人たちが市役所の方々と同じ責任を背負っているいろいろな展開ができるようにしていくためには、情報共有が必要だという話もさせていただきました。そういうようなことに、今後お金のあり方ということを切り替えていかなければ、確実に市の財政健全化における費用以上に、地方交付税の削減と市税収入の落ち込みがあまりにも激しいですから、追いつかないと思います。このままいくと、来年も赤字予算になりかねない現状だとも思いますので、そういう観点も、ぜひ財政部ももちろんですけれども、それぞれの課においていろいろな形で検討い

ただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう少し本当はこの財政の概況についていろいろ聞きたいのですが、もう一点通告させてもらっていますので、先にこちらの方をさせていただきます。

生活保護について

生活保護についてお聞きします。

現況をまずどのようにとらえられているのか。16年度の決算の状況からでもいいので、わかる範囲でいいのでお答え願います。

（福祉）保護課長

現況をどうとらえているのかということでございますが、平成7年に底入れしましてから、バブル崩壊後ずっと保護率が上がる一方となっていて、平成16年、保護率が千分率で統計数字をとっていますけれども、33パーミルという数字になってございます。これは、昨年度15年度から比べますと、0.9ポイント増えているということで、依然として人口が減少傾向にあるのですが、保護率はとまらないと。ただ、二、三年前と比べますと、年間5パーセントちょっと、保護世帯では上昇傾向にございましたけれども、14年から15年、その5パーセントの半分の2.5パーセント、さらに15年から16年の中ではその半分の大体1.3パーセントぐらいの伸びにとどまっているということで、若干その伸び率が鈍化傾向にあるのかなと考えてございます。

森井委員

実際に先ほども財政の概況でも15年度と16年度の生活保護の金額的に見ても、ずっと伸びていたものが皆さんの努力によって何かしらの歯止めがかかりつつあるのかなというのはとても感ずますし、また、事務執行状況の説明書の中でも生活保護の開始、廃止の状況を見ても、開始とともに廃止というか、社会復帰と言えはよろしいのでしょうか。言葉としてちょっと適していないかもしれないのですが、廃止されて取り組まれている、頑張っている方々も出てきているのかなと思うのですけれども、実際この間これもさきの定例会においても、生活保護の状況のことでいろいろと話もあったのですが、国の動向等、いろいろなことを見ていかなければいけないのかなというふうに思っています。

そこで、言葉としてよくない言葉かもしれませんが、よく一般的に言ううわさとして、本来、生活保護を受けるべき対象者ではないように見られているというような現状というのは、実際に存在しているというふうに思われているのでしょうか。まず、その点をお聞きしたいのですが。

（福祉）吉岡主幹

実際に保護を要する方でない方が生活保護を受けているのではないかとということでの御質問だと思うのですけれども、一般的に私たちの福祉相談室の方に市民の方からの苦情という形で情報が寄せられてまいります。その中で、地域の中で近隣の方からのそういう情報というのが、個々の事例として上がってきていることは事実でございます。その中で、その情報に基づきまして、実際にそういう事実があるかどうかというのをケースワーカーが中心になりまして、福祉部として対応して調査をしている。そして、実際にそのようなことがございましたら、それは生活保護法に基づきまして是正すべき部分がありましたら是正はしますし、指導指示に従って改善がない場合は、最終的には保護の停止・廃止もしているというのが状況でございます。

森井委員

実際に扶助費は義務的経費とよく言われますが、なかなか左右できない範囲だと思います。また、その中で生活保護の割合というのが大変大きいものだというのが、毎年の決算の中でとても感じる部分なのです。ただ、自分は生活保護という制度そのものは大変必要なものだと思いますし、それを必要としている人たちもたくさんいるということも重々わかっています。しかしながら、その中でその状況を悪用と言ったら言いすぎかも知れませんが、そういうようなことで生活保護を受けようと、いろいろな手段を駆使して受けられる方も存在しているやに聞

くわけですけれども、今後やはり国の状況とか、又は現在の小樽市の生活保護の状況、こちらの方の小樽市の財政の方を見ても、他の市町村と比べても、帯広や苫小牧のように小樽より人口の多い地域でも生活保護世帯の人数がどうしても多い。これはいろいろな市町村における事情、いろいろな理由ももちろんありますけれども、何かしらそういう方々がどうしても多少は存在してしまっているのかなと。ただ、この財政が厳しい現状だからこそ、そういう方々にメスを入れやすい。ふだん皆さんの生活状況が豊かな場合は、あまりこういう話というのは話題にならないのですけれども、人によってはこの生活保護が財政の負担になりかねないとおっしゃる方もいるくらい、つまりはそういう扶助費に対しても目線を濃くしている方々が増えてきているという現状だと思います。これから生活保護を必要としている方々を厚く、本当はそうでないのにもらっている方々をどれだけ減らしていけるかというのは、こういう財政の厳しいときだからこそメスを入れられるのかなというふうに思いますので、改めてこの点を自分も生活保護はこれからどうあるべきかということを自分なりに考えながら協力していけたらと思っていますので、この点についての目線を現在担当されている方も持っていただければと思っていますので、よろしく願います。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

武井委員

皆さんもお疲れだと思いますから、複数の通告をしてありますけれども、1 点に絞って質問させていただきます。

ナースキャップ対策について

それでは、ナースキャップ対策でございます。

両病院の方にまたがって質問しますから、そういう立場で答弁してください。

このナースキャップは、看護婦さんと言われたときの看護師のシンボルといいますが、看護学院でたい帽式ときは涙まで流した思い出のある帽子でございます。それがいつの間にやらナースキャップという言葉が死語になってしまうような状況です。

そこで幾つかお尋ねしますが、小樽病院も何か第二病院に準じて廃止されたやに聞いておりますが、廃止になったのでしょうか。なったとすれば、規則はどういうふうに改正になったのか、お答えください。

（樽病）総務課長

小樽病院のナースキャップについてですが、本年の 7 月 1 日から着用をやめております。それで、規則の改正についてですが、小樽市職員被服貸与規則に基づいて貸与しているわけですが、これにつきましては、ナースキャップについては高等看護学院に勤務する職員に限るということで改正をいたしまして、小樽病院と二病につきましては、貸与しないというような改正をいたしました。

武井委員

今、改正になる前は第二病院を除くと、こういうふうになっていたはずなのですが、それが今度は看護学院以外はしないというふうになったと理解してよろしいですか。看護学院を除くというふうになっているのですか。もう少しそのところをはっきりしてください。

（樽病）総務課長

高等看護学院に勤務する職員に限る、着用は看護学院の職員だけだという規定に変えたと。

武井委員

これの単価は幾らなのですか。

（樽病）総務課長

小樽病院の方につきましては、今までにつきましては、クリーニング代も含むリースで行っておりまして、リース料金は税抜きで 1 人 1 か月 113 円となります。

武井委員

第二病院はいかがですか。

（二病）事務局長

第二病院はもう相当古い話なのですが、キャップはうちの方は購入して貸与していたということですが、購入代金は資料がもう廃棄処分になっておりますので不明です。クリーニング代は 1 個当たり 40 円、これを月 1 回やっていたということでございます。

武井委員

ナースキャップの購入先は市内ですか、市外ですか。

（二病）事務局長

購入先につきましては、資料が不明なのではっきり申し上げられませんが、恐らく市内だというふうに思っています。

武井委員

小樽病院のリース先はどこですか。

（樽病）総務課長

小樽病院のリース先は、ワタキューセイモア株式会社北海道支店からリースしておりました。

武井委員

看護職員は両病院で 522 名いるわけですね。リース先にしろ、購入先にしろ、市内だろうという今の言葉ではっきりはわからないようですが、会計監査の報告にもこういうふうに出てくるのです。病院事業会計の中で給与費や経費の抑制に努めた結果として、4 年間連続の純利益を上げることができたと、こう書いてあります。経費の中にこれは含まれているというふうに理解してよろしいですか。

（樽病）事務局長

今、委員のお話は、樽病と二病が同じような規格で、いわゆるナースキャップなり白衣なりを貸与すれば経費の節減になるだろうというふうに私は理解しますが、現実的に今そういう対応はしていないということで、もちろん新しい病院になっていくわけですから、そういった中では、そういったいわゆる経費の節減ということからして十分検討しなければならないというふうには思います。

武井委員

答弁がおかしいのではないかと。これは決算特別委員会ですから、恐らく監査の報告は平成 16 年度の監査を基にしていっていると思うのだよ。しかし、あなた方は小樽病院がやめたのは今年の 7 月だと言ったでしょう。そうしたら、今の答弁はちょっとおかしいのではないかと。

（樽病）事務局長

私、理解できませんけれども、私がそう思うと言ったのがちょっと違うみたいですけれども、例えばこの小樽病院の本年 7 月 1 日からナースキャップを廃止したことによって経費の面でどうかということでお答えしますと、確かにナースキャップを廃止することによってその経費が浮きます。ただ、今回、ナースキャップを廃止すると同時に、今まで白衣を 5 着支給していたものを、看護師の強い要望が従前からありましたので、1 人 6 着、1 着増やすということの対応もしておりますので、そういう意味では 17 年度につきましては、経費的なものはそういうふうに相殺がある程度されるかなということなんです。

武井委員

今、白衣の問題が出ましたが、白衣については、これはクリーニング屋に出しているのですか、自分の着た白衣ですが、自宅に持って帰って洗濯しているのですか、いかがですか。

（樽病）総務課長

白衣につきましても、リースしておりますので、これもリース代の中にクリーニング代も入っておりますので、病院費用でクリーニングを行っております。

武井委員

大体答弁はいただいたのですが、今、病院の統廃合がうたわれています。私の言いたいのは、同じ市長の所管する病院の中であって、ナースキャップの統一はおろか、このナースキャップについていた区別、例えば小樽病院は制服に何か線がついているとか、第二病院は名札で区別しているとか、こういうようなまちまちな対応というのは、私はどうもいただけないと。ましてや統廃合になったら、これまた全部作り直すわけでしょう。今のこういう財政の危機の中であって、少しでも統一して仕事が統一されれば、クリーニングでも衣装でも統一されれば、それだけ私は経費が節減されるのではないかと。あるいはまた、自分の一つの制服でもある白衣、これは私は洗濯くらは自分でやっていいのではないかと思うのです。私はそう思うのですが、こういう考え方についてはいかがですか。

（樽病）事務局長

白衣の洗濯につきましては、これはちょっと現実的にそういう対応を今のいわゆる看護師の働いている状況等を考えますと、毎日勤務して、そして家に帰って、その白衣を毎日洗濯するというのは、なかなかそれは酷な話だというふうには私は思います。それこそ白衣も一つの看護師のシンボルですから、それは病院の一つのシンボルでもありますので、そういった意味で、その部分はちょっと難しいと思います。

ただ、今委員がおっしゃいましたように、同じ市立病院ですから本来白衣の職位、総看護師長、副総看護師長、看護師長、主任と、線で職位を分けているわけですが、そういう位置の問題は、確かに今第二病院と小樽病院は違います。これはなぜ違うかということ、小樽病院は今 7 月 1 日からやったわけですが、それまでに小樽病院の中で、どういう形が患者にそういった職位の印がわかりやすいのか。そして、名前がどういうふう、今までの名前では少しプレートが小さいのではないだろうか、そういった議論をした上で、もちろんそれには今の第二病院の姿を当然踏まえて、より患者にわかりやすい白衣、職位の位置とか、それからプレートの大きさとか、そういったものを十分看護師の中で協議して話し合った中で、例えば小樽病院では胸に職位の線を置くのではなく、左の襟に職位の線を置く、この方が患者に見やすいだろう。これが一つと、もう一つは、ネームプレートは今までよりももう少し大きい方が患者に見やすいだろうということで、従前よりは大きいネームプレートにしたと。そうすると、胸の方にいわゆる職位の線を置くということがなかなか難しい、そういうこともありまして、襟の方に職位を持ってきたと。いわゆる看護師もいろいろ工夫しながら、今回そういうふうな形にしました。

ただ、いずれにいたしましても、新しい病院は同じ市立病院の看護師ですから、それは新しい病院が開院するというにとらわれず、その前から例えば私どものリースというのは 4 年ごとに更新しますから、そういったものを機会に、いわゆる統一できるものは早いうちにしていくことは十分検討しなければならない。それは一つには、やはり委員がおっしゃるように経費の節減等にもつながるだろうと考えていますので、今後そういう方向で検討してまいります。

武井委員

後段の答弁については理解いたしますが、前段の問題、今、JR あたりでも制服は貸与されています。貸与されていますが、洗濯は自分持ちです。ですから、こういう制服が貸与されているところであっても、洗濯は自分でやる。自分の着る品物なのですから。私ども専務車掌の白い制服でも、全部これは自分で洗濯です。ですから、今こ

ういう時期ですから、ナースキャップは40円だそうだけれども、帽子でも制服でも自分で持って洗濯するぐらいの根性がなかったら、私は少し市の財政の現状の認識が甘いのではないかなという気はするのですが。

それで、市長にちょっと聞きましょう。今の制服の違い、線だとか、あるいは名札で区別しているとか、これは私はどういう被服規則になっているか知りませんが、市長である以上は、同じ制服なのですから、統一した制服にするべきだと私は思いますし、あるいはこれについては事務局長も検討したいという答弁ですが、ましてや洗濯関係についての考え方なんかは、私の考え方は間違いでしょうか。市長に御感想を。

（樽病）事務局長

一言洗濯についてつけ加えたいと思いますけれども、ナースの白衣ですから、血液がついたり、薬品がついたりしますので、そういったものの消毒というものもある程度専門業者をお願いするというのが適切だと思いますから、ほかの方の作業着なりとはちょっと違う観点で考えなければならないのかなというふうには思います。

市長

白衣の問題ですけれども、小樽病院と第二病院で少し違うと。対応が違うという話でございますけれども、いろいろな過去の歴史があってそれぞれに病院長がいて、そういう下でやってきましたので、ある意味仕方がないのかなと思いますけれども、いずれ1か所になるわけですから、順次そういう違いは直して行って統一していくということは、着々と進めていかなければならないなというふうには思っております。

武井委員

終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。